

# 柏市男女共同参画推進計画

—未来をひらくパートナーシップ—

柏 市

## 発刊にあたって

本市では平成2年3月に「柏プラン—柏市婦人行動計画」を策定し、女性施策を総合的、計画的に進めてまいりました。

しかしながら、いまだに社会の様々な状況の中には性別役割分担意識により、男性の生活的自立、女性の経済的自立が阻まれるなどの弊害が残されております。

こうした状況からこれまでの「柏プラン」を引き継ぐ形で、平成27年度までの15年間の女性施策の総合的な計画として新たに「柏市男女共同参画推進計画」を策定しました。

この計画は、「男女が平等に暮らすまち柏」を実現するために必要な各種施策が体系的に示されております。

その実現のためには市はもとより市民一人ひとりのご理解とご協力が是非とも必要になりますので、多くの皆様のご支援をお願いします。

終わりに、この計画の策定にあたり、貴重なご意見を賜りました柏市男女共同参画推進審議会の委員の皆様をはじめ、「中間答申」「中間報告」に対して、ご意見をいただきました市民の皆様に、厚くお礼を申し上げます。

平成13年10月

柏市長 本 多 晃

## 目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画策定の背景	1
(1) 国連の取組	1
(2) 国の取組	1
(3) 県の取組	2
(4) 市の取組	2
3 計画の概要	3
(1) 基本理念	3
(2) 計画の性格	4
(3) 計画の期間	4
第2章 施策体系図	5・6
第3章 基本計画	7
基本課題Ⅰ 人権	7
目標1 女性の人権を擁護するための環境づくり	7
目標2 女性の生涯を通じた性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の理解促進	11
基本課題Ⅱ 教育・学習	13
目標3 ジェンダー意識の払拭と社会制度・慣行の見直し	13
目標4 あらゆる場での男女平等教育の推進	16
目標5 男女平等推進のための生涯学習の充実	19
基本課題Ⅲ 家庭・地域	20
目標6 男女が共に参画する家庭・地域づくり	20
目標7 男女が安心して子育てできる環境づくり	22
目標8 高齢者会に対応した高齢者・障害者への自立支援と介護への社会的支援	25
基本課題Ⅳ 就労	28
目標9 職場における男女平等の推進	28
目標10 女性の職業能力の開発と就労機会の拡大	31
目標11 男女が職業生活と家庭生活を両立できる環境づくり	33

基本課題Ⅴ 社会参画	35
目標12 政策・方針決定過程への女性の積極的参画と登用促進	35
目標13 国際理解と国際交流事業への女性の参画促進	37
基本課題Ⅵ 推進体制	39
目標14 男女共同参画推進計画推進のための方策	39

<資料>

1 年表	42
2 関係法令等	44
(1) 日本国憲法（抄）	44
(2) 世界人権宣言	46
(3) 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	49
(4) 家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約（ILO第156号条約）	55
(5) 男女共同参画社会基本法	58
3 柏市男女共同参画推進審議会	62
(1) 設置条例	62
(2) 委員名簿	64
(3) 審議の経過	65

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

日本国憲法は、基本的人権の尊重を基本とし、すべての人が個人として尊重され、性別による差別はもとより、いかなる差別も受けることなく生きる権利を保障しています。

しかし、現状では社会制度や慣習、人々の意識や行動は、社会的、文化的に作られた性（ジェンダー）に縛られていて、この性別による不平等、差別が根強く残っています。男らしさ、女らしさ、それぞれの特性を活かした男女平等という考え方がありますが、これは「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識に結びつきがちです。このため、男性は仕事中心の生活による生活的自立が、女性は家事・育児・介護等の負担による経済的自立が阻まれるなど性別による不平等、差別が残っています。

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会」（「男女共同参画社会基本法」より）という男女共同参画社会の実現が求められています。

自分らしく、できる人ができることをする社会、男女がそれぞれに自立し、多様な生き方を認めあい、個性をいかせる社会です。

このような社会、つまり「男女が平等に暮らすまち柏」の実現のために、男女共同参画社会基本法に則り「男女共同参画基本計画」「千葉県男女共同参画計画」等を踏まえ、新たに柏市男女共同参画推進計画を策定するものです。

## 2 計画策定の背景

### (1) 国連の取組

国連では、1975年（昭和50年）の「国際婦人年」とそれに続く翌年から1985年までの10年間を「国連婦人の10年」と定め、「平等・開発・平和」をスローガンに、今日まで女性の地位向上を目指して様々な取組をしてきました。

この間、第1回目の「国際婦人年世界会議」が1975年メキシコシティで開催され「世界行動計画」が採択されました。また、1979年には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」という。）

が採択され、1985年の「第3回国連婦人の10年ナイロビ世界会議」では、2000年に向けて「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

1995年（平成7年）には北京で第4回世界女性会議が開催され「女性の権利は人権である」「女性のエンパワーメントに関する予定表」として「北京宣言」及び「行動綱領」が採択され、さらに2000年6月に国連特別総会「女性2000年会議」がニューヨークで開催され「北京宣言」及び「行動綱領」の実施状況について評価が行われました。

## (2) 国の取組

わが国においては「世界行動計画」を受け、昭和50年に内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題推進本部」が設置され、昭和52年には「国内行動計画」が策定されました。

その後、国籍法や民法が改正され、また、男女雇用機会均等法や育児休業法が制定されるなど女性の社会的地位向上を実現するための法や制度が整備されました。

また、昭和62年には「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定され、男女平等を目指す意識の改革にも重点が置かれ始めました。

その後の国際会議や内閣総理大臣の諮問機関である男女共同参画審議会からの答申「男女共同参画ビジョン」に基づき、平成8年12月「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

また、同審議会の答申に基づき、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」が公布されました。基本法では「男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置付けています。この基本法に則り、平成12年12月、平成13年度を初年度とする「男女共同参画基本計画」が策定されました。

## (3) 県の取組

千葉県では、昭和52年「千葉県婦人問題行政連絡協議会」を設置し、昭和56年度を初年度とする第1次「婦人施策推進総合計画」をスタートさせ、女性施策の推進に積極的な取組をしてきました。平成8年には本市内に「千葉県女性センター」がオープンし、学習・研修・相談・広報・啓発の場・女性団体等の交流の拠点となっています。

しかし、政策等の立案・決定過程への女性の参画、女性の就労継続、女性に対する暴力の根絶、男性の家庭・地域への参画など、取り組むべき課題が残されていることから、平成13年3月第5次「千葉県男女共同参画計画」が策定されました。

## (4) 市の取組

本市においては「女性行政について早期に取り組む必要がある」との要請が市民や市議会等からあり、その必要性から昭和61年度福祉部に「婦人担当」を設置しました。その後、庁内の連絡組織として「柏市婦人問題推進庁内連絡会議」を、市民や有識者で構成する「柏市婦人問題推進会議」を設置し、その取組に着手しました。

女性問題を解決し、男女平等社会の実現に向けて総合的な取組をするため、男女の性別役割分担、家庭・地域・職場等における男女のかかわり等についての市民意識調査の結果や柏市婦人問題推進会議の審議を踏まえ、平成2年3月に「柏市婦人行動計画」を策定しました。さらに、その後の国連や国の動き、社会の動向を受け、21世紀へ向けての新しい施策を盛り込む等一部を改定した「柏市女性行動計画」を平成7年3月に策定し、市民、団体及び関係部署の協力を得ながら計画を推進してきました。

柏市男女共同参画推進審議会(平成7年「柏市婦人問題推進会議」を「柏市女性問題推進会議」に、平成8年4月「同推進会議」を改組。以下「審議会」という。)では、女性問題の解決と男女平等社会の実現に向け、積極的に審議を重ね、平成9

年に「計画策定のための建議」を、平成10年に「男女共同参画社会の現状と今後についての課題」とする報告をまとめました。それらによると性別役割分担意識があらゆる場面に根強く残り、課題も山積している状況にあることから、前計画を踏襲すること、市民の声をできるだけ多く反映していくことを基本とした上で、新たな計画の策定に取り組むことになりました。平成11年度には審議会が中心になり市内3か所で地域フォーラムを開催し、直接市民の意見を聴く機会を設けました。

一方、同年市民活動団体である「かしわ女性会議」と「かしわ男女共同参画推進ネットワーク」が共同で市民1,600余人に「男女共同参画社会に関する市民意識調査」を実施し、その概要について報告がありました。

審議会は、これまでの報告や意識調査の結果、市民や団体との意見交換を踏まえ、平成13年2月「柏市男女共同参画推進計画策定に向けて」の答申を提出しました。答申では、

- ・「女性の人権が尊重される施策」及び「男女平等意識をつくる教育の推進」を充実し、さらに強化すること。
- ・実効性ある計画にするため「推進体制」を基本課題とすること。
- ・計画の進捗状況及び評価について公表し、評価については市民の側の評価も可能とすること。

などが重点事項として取り上げられています。

本計画は、こうした重点事項の取組も含め、柏市男女共同参画推進庁内連絡会議における協議の結果策定したものです。

### 3 計画の概要

#### (1) 基本理念

##### I 人権が尊重され男女が自立した社会の実現

男女の平等の前提には、男女それぞれが個人として自立することが求められています。男女の別なく、経済的自立、生活的自立及び精神的自立の三つの条件が整ってはじめて対等な個人と個人の間関係が生まれると言えます。そのためには、様々な社会的制度の改革をはじめ、教育・学習という面から社会全体の意識改革も大変重要になります。すべての男女が個人として尊重され、社会の対等な構成員として共に責任を担う社会を実現します。

##### II 自由な選択と多様な生き方を認めあう社会の実現

社会の中における様々な性別役割分担意識やそれに基づく伝統的な制度、慣習やしきたりが依然として根強く残っています。

そのため、女性の就労や男性の家事・地域活動等の選択をしにくくしているなどの影響もみられます。男性も女性も家庭・職場・地域のあらゆる領域で、一人の人間として主体性を持ち、自由な選択と多様な生き方ができる社会を実現します。

### Ⅲ 男女共同参画で築くまちづくりの実現

今日、地域社会にあっては、少子・高齢化の進展、経済活動の国際化、成熟化さらに家族形態やライフスタイルの多様化等から、市民生活も変化しています。男女が社会の対等な構成員として、あらゆる領域の意思決定過程に参画し、共に責任を担い、より質の高い地域社会を創りだしていくことが必要です。このような状況から、自分たちの住むまちづくりは自らが積極的に参画し、柏市が目指している「安心・希望・支えあい」というまちづくりの理念（「柏市第四次総合計画」）に結びつけていきます。

#### (2) 計画の性格

- ・男女共同参画社会の実現に向け、「基本課題」を設定し、基本課題ごとの「目標」「施策」「具体的な施策」「担当部署」を示しました。
- ・この計画は、柏市第四次総合計画「第一章 市民と協働－市民とともにあゆむまち」に位置付け、整合性を図り策定したものです。
- ・この計画は、男女共同参画社会を実現するために、全庁的取組及び市民や団体の協力と参画を求めています。

#### (3) 計画の期間

この計画の計画期間は、平成13年度から平成27年度までの15年間です。ただし、目標は、5年ごとに見直すこととします。

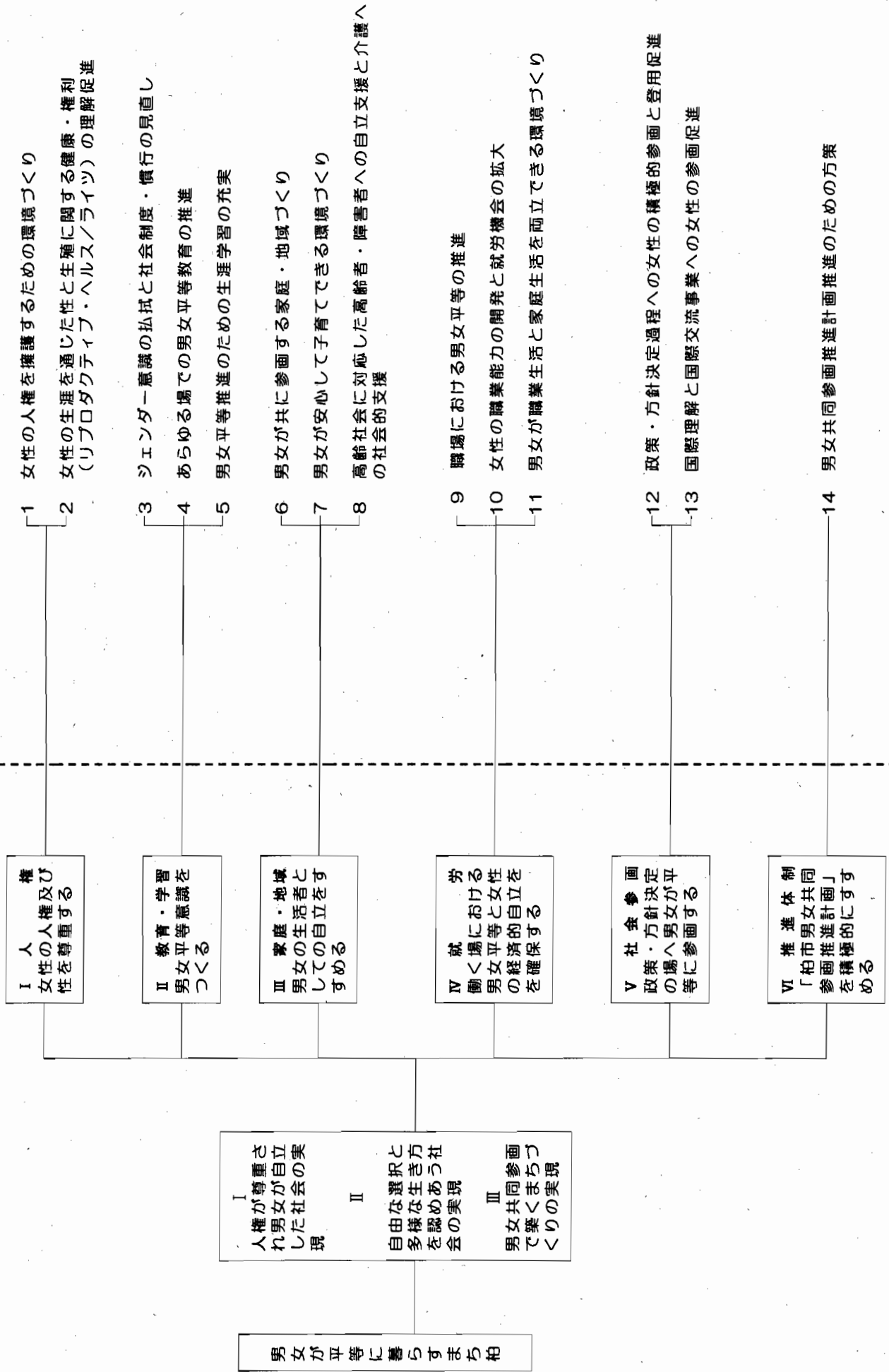


第2章 施策体系図

基本理念

基本課題

目標



### 第3章 基本計画

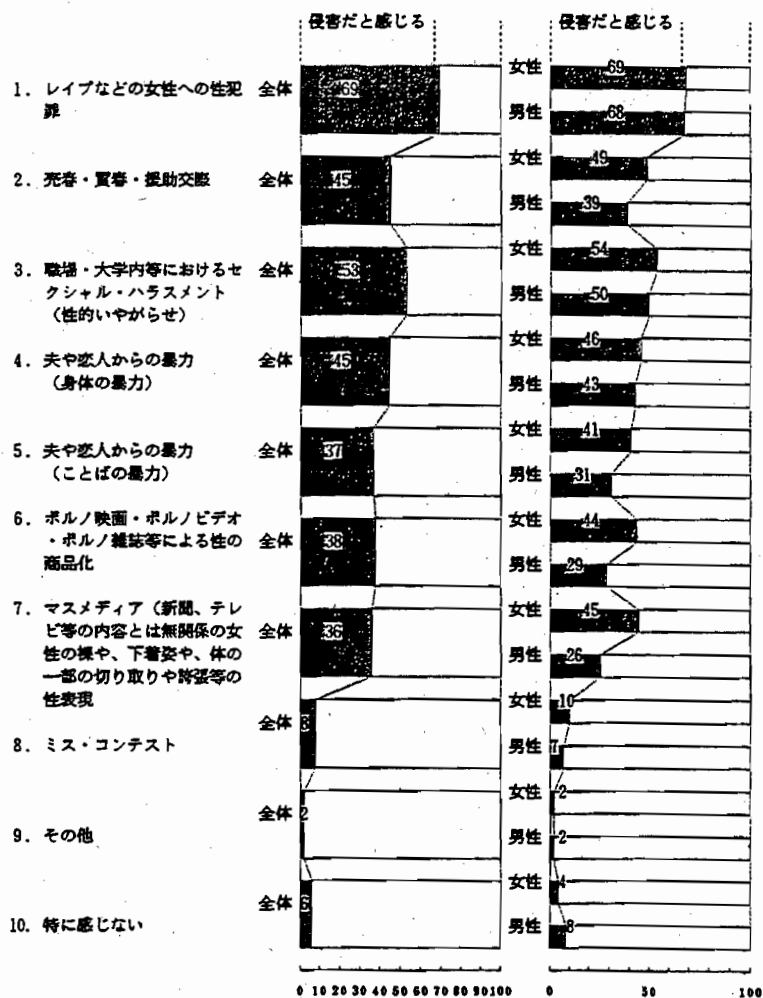
#### 基本課題Ⅰ 人権（女性の人権及び性を尊重する）

##### 目標1 女性の人権を擁護するための環境づくり

【現状と課題】ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）、セクシュアル・ハラスメント（以下「セクハラ」という。）、ストーカー行為、性犯罪、売買春等の女性に対する暴力は、これまで潜在していたことから、問題として認識されにくく、社会の理解も不十分で個人的な問題とされてきた経緯があります。平成11年度に市民団体が行った市民意識調査の結果では、女性に対する暴力を人権侵害と感じない割合が高く、また同年に総理府が行った「男女間における暴力に関する調査」では、夫から命の危険を感じるくらいの暴行を受けたことのある女性は、およそ20人に1人の割合になっています。一方、本市では平成10年度の家計児童相談の相談件数約100件のうち、夫や親しい男性からの暴力についての相談が15件あったことが報告されています。

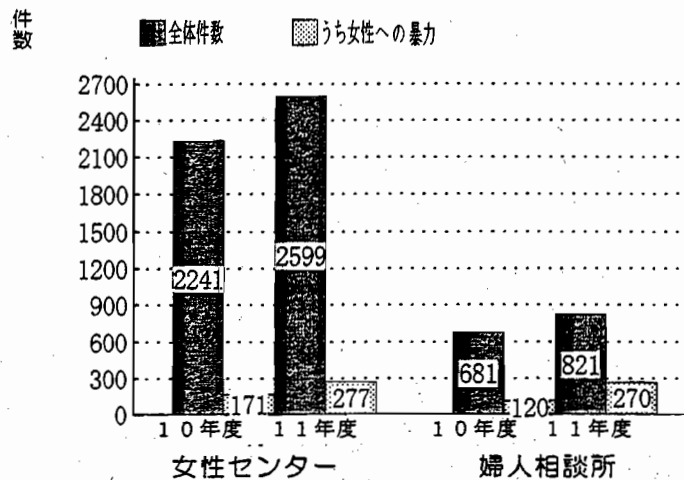
問 あなたが女性の人権が侵害されていると感じるのは、どのようなことですか。

女性の人権を大事にしましょう。



「男女共同参画社会に関する市民意識調査 結果報告」2000年2月  
 かしわ女性会議・かしわ男女共同参画推進ネットワーク

## 県女性センター・婦人相談所における相談件数



千葉県男女共同参画課 「千葉県男女共同参画計画」より作成

女性に対する暴力は、性別役割分担や経済力の格差、上下関係など社会構造に根ざしたものであり、社会問題として把握し対処しなければなりません。いうまでもなく、暴力は人権侵害であり、その対象の性別、間柄、公的・私的領域を問わず、決して許されるべきことではありません。

女性に対する暴力について、人権問題としての認識を高めること、その上で犯罪の取締り、被害女性への支援が重要です。加害者への更生プログラムの整備など、暴力を防止するための環境整備も必要です。

また、在住外国人と生活習慣や文化の違い、言葉が通じないなどの理由で意思の疎通を欠くことがあります。日常生活の中での困りごとや女性としての悩みことなどの相談体制の充実や人権に対する配慮も必要です。

メディアからの情報が私たちの日常の行動や意識に与える影響は大きいものがあります。メディアが発する情報の中には、女性の性の商品化、性・暴力表現、性別役割分担意識に基づく表現等が少なくありません。表現される側の人権に対する配慮をメディアへ働きかけていく必要があります。

また、各人が単に情報を受け入れるのではなく、主体的に読み解き、自らその発信者となる能力（メディア・リテラシー）の育成も不可欠です。

### ドメスティック・バイオレンス

夫や恋人など親しい関係にある男性から女性が受ける暴力等をさして言います。肉体的な暴力だけでなく、妻の行動を制限するとか暴言を吐くなどの行為も暴力にあたります。

### セクシュアル・ハラスメント

性的嫌がらせのこと。相手の意に反した性的な言動、身体への不必要な接触、性的関係の強要、人目にふれる場所へのわいせつな写真などの掲示なども含まれます。

### メディア・リテラシー

新聞、ラジオ、テレビ、映画、雑誌などから発信される情報をそのまま受け取るのではなく、批判的な視点をもって解釈し、理解すること。また、メディアを活用し、自分の考えを表現することをいいます。

施 策	具 体 的 な 施 策	担 当 課
<p>(1) 女性に対するあらゆる暴力の排除</p>	<p>①相談体制の充実 女性に対するあらゆる暴力を排除するため、暴力の被害を受けた女性が安心して相談できる窓口の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口の充実 法律相談 人権相談 家庭児童相談 母子相談</li> <li>・関係機関の連携強化 警察 病院 女性センター 婦人相談所 保健所 民間グループ</li> <li>・DV加害者の相談に関する情報収集</li> </ul> <p>②人権尊重と女性への暴力防止に関する広報、啓発 女性に対するあらゆる暴力を許さない社会づくりのため、暴力の実態を把握するとともに、広報、意識啓発に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シンポジウム、情報紙等による啓発</li> <li>・広報紙、ホームページの活用</li> <li>・暴力に関する意識実態調査</li> </ul> <p>③DV被害者の一時保護事業への取組 被害を受けた女性の一時保護施設の整備についての検討や自立へ向けて民間団体の協力のもとに支援を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一時保護施設の整備検討</li> <li>・保護施設との連携（民間シェルター等）</li> </ul>	<p>男女共同参画室 広報広聴課 児童育成課 関係部署</p> <p>男女共同参画室・広報広聴課</p> <p>男女共同参画室 関係部署・広報広聴課 男女共同参画室</p> <p>男女共同参画室 児童育成課</p>
<p>(2) メディアにおける女性の人権の尊重</p>	<p>①公的機関が発行する広報・出版物等に対するガイドラインの作成 男女平等の視点から、公的出版物等に関するガイドラインの作成をすすめます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドラインの作成と活用</li> </ul> <p>②市民、企業、団体等への情報提供と啓発 メディアにおける性の商品化や暴力的表現等、女性の人権を侵害した表現に対し、人権を擁護するよう啓発に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性の人権に対する配慮についてメディアへの働きかけ</li> </ul> <p>③メディア・リテラシーの育成 メディアから提供される情報を男女平等の視点から判断する力をつけるためのメディア・リテラシーの向上のための学習機会を提</p>	<p>男女共同参画室</p> <p>男女共同参画室・商工課</p>

施 策	具 体 的 な 施 策	担 当 課
	<p>供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「メディア・リテラシー」の向上のための学習機会の充実</li> </ul> <p>あなたができること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・暴力を受けたり、聞いたらすぐに身近なところへ相談を</li> <li>・メディアチェックをしてみましょう</li> </ul>	男女共同参画室

## 目標2 女性の生涯を通じた性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の理解促進

【現状と課題】女性はその身体に妊娠や出産のための仕組みが備わっており、生涯を通じて男性と異なる健康上の問題に直面します。ライフサイクルを通じて、性と生殖にかかわる女性の健康についての自己決定権が保障される必要があります。この考え方は、1994年カイロ国際人口・開発会議において、リプロダクティブ・ヘルス／ライツが提唱され、翌年北京で開催された第4回世界女性会議で女性の人权として位置付けられました。

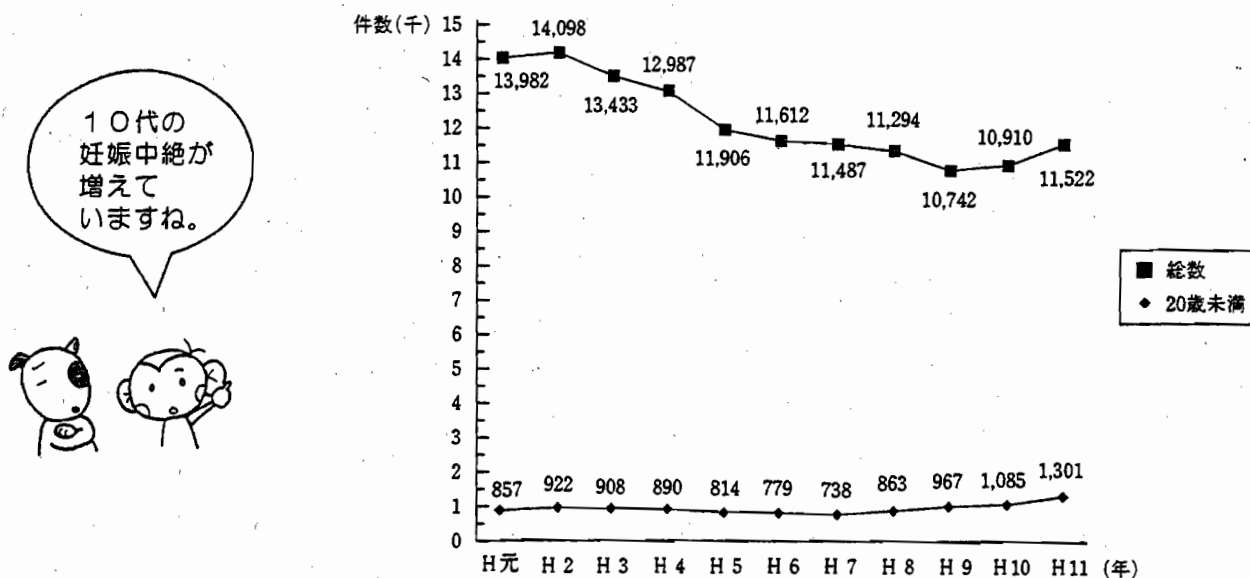
その内容は「いつ何人子どもを産むか産まないかを自分で決める自由と生涯にわたって自分の健康を主体的に守って生きていく権利を女性自身が持ち、これを保障する。」という考え方を浸透させていくことが求められています。

この視点に立ち、女性の思春期、成人期、高齢期等生涯を通じた性と生殖に関する総合的な政策が必要です。

HIV／エイズや薬物乱用、喫煙も女性や子どもの健康に甚大な影響があり、その対策が求められています。

不妊や婦人科的疾患については環境汚染との関連も指摘されており、情報提供と環境保護も重要な課題です。

人工妊娠中絶件数の推移（千葉県）



10代の妊娠中絶が増えて  
いますね。



「優生保護統計報告」（平成元年～7年）「母体保護統計報告」（平成8年～11年）厚生省  
出典 千葉県男女共同参画課「千葉県男女共同参画基本計画」

### リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

リプロダクティブ・ヘルスとは、妊娠、出産及び性に関する女性の生涯を通しての健康のことであり、ここでいう健康とは、女性が身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることをいいます。

リプロダクティブ・ライツとは、人々が安全で満足のある性生活をし、また、いつ何人子どもを産むか産まないかを決める自由と、生涯にわたって自分の健康を主体的に守って生きていく権利を女性自身が持ち、これを保障する権利のことをいいます。

施 策	具 体 的 な 施 策	担 当 課
(1) リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解と普及	<p>①リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発 女性が自分の身体に関することは自分で決めることができるよう「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」の趣旨についての周知や情報提供に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙等による情報提供</li> <li>・母親学級 保健栄養講座 骨粗しょう症予防教室</li> </ul> <p>②性に関する正しい知識、情報の提供、学習機会の充実 性に対する理解と尊重は男女がパートナーシップを保つうえで大変重要です。「性と生殖に関する健康と権利」の理念について学習機会の充実と情報提供に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校における性教育の充実</li> <li>・市民との協力による性教育副読本の作成</li> <li>・家庭における性教育の充実</li> </ul>	<p>男女共同参画室 健康推進課</p> <p>学校保健課 男女共同参画室 近隣センター</p>
(2) 女性の健康保持と増進	<p>①女性の健康支援 女性は、妊娠・出産や更年期など、生涯を通じて心身共に大きな変化があります。それらの変化に対応した健康診査、保健相談等により健康づくりを支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊産婦の健康診査、相談及び指導</li> <li>・女性の健康管理に関する講座等の実施</li> <li>・女性のための各種健康診査等の充実</li> </ul> <p>②女性の健康をおびやかす問題についての情報提供 有害物質による食品汚染などの問題が生じています。生命、健康を守るための生活環境づくりや人体への影響等について、男女が理解を深めていくための情報提供に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全のための啓発事業の充実</li> <li>・有害物質発生抑制のための啓発事業の充実</li> <li>・広報紙等による情報提供</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>あなたができること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あなたの健康は、あなた自身で守りましょう</li> </ul> </div>	<p>健康推進課 健康推進課 健康推進課</p> <p>環境保全課 環境保全課</p> <p>男女共同参画室・健康推進課・消費生活センター</p>

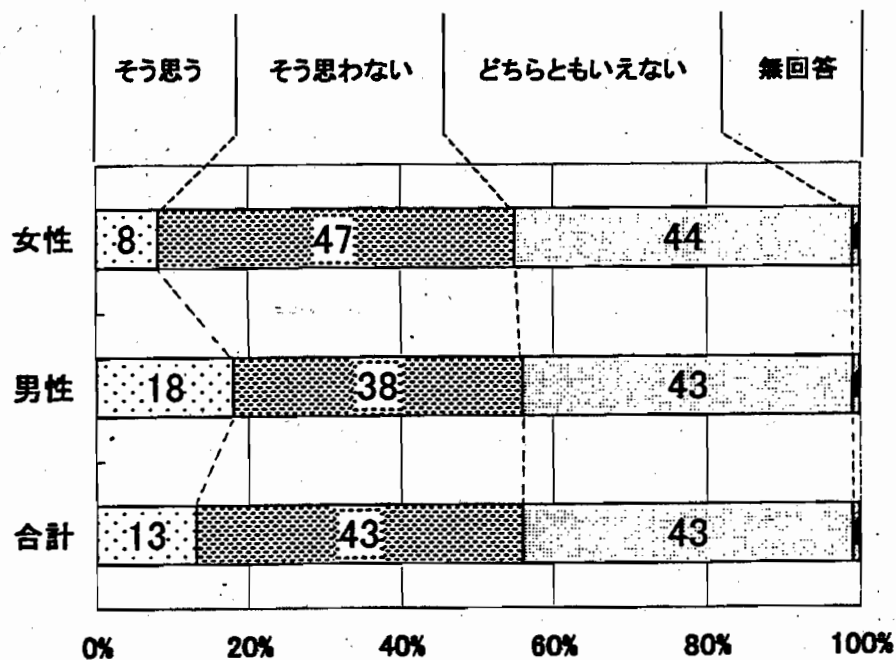
基本課題Ⅱ 教育・学習（男女平等意識をつくる）

目標3 ジェンダー意識の払拭と社会制度・慣行の見直し

【現状と課題】ジェンダー意識は、私たちの中に依然として残っています。例えば「男らしさ、女らしさ」「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識、さらに制度・慣行の中に存在する差別や偏見、男性中心の考え方に基づくものなどがあります。これらのことが、女性の多様な生き方や社会参画、経済的自立を、男性の生活者としての自立を阻む要因になっています。また、このことがさらに子どもたちに影響を与えジェンダー意識を再生産することとなるのです。

性別にかかわらず個人として尊重され、主体的に生き方を選択でき、その能力と個性を十分に発揮できる社会の実現のためには、男らしさ、女らしさを評価したり、男は仕事、女は家庭という意識の是正等、ジェンダーにとらわれない環境づくりや制度・慣行が中立的に機能するような配慮や見直しが求められています。

問 「男は仕事、女は家庭」という男女の役割分担の考え方についてどう思いますか。



「男女共同参画社会に関する市民意識調査 結果報告」2000年2月  
 かしわ女性会議・かしわ男女共同参画推進ネットワーク

ジェンダー

「男は仕事、女は家庭」といった社会的・文化的に形成された性差をいいます。男女の性による違いは、生物学的・身体的な性別（セックス）に由来するよりも、社会的・文化的に形成される面が大きいといわれています。



施 策	具 体 的 な 施 策	担当課
<p>(1) ジェンダー意識を是正するための啓発活動の充実</p>	<p>①啓発事業の充実 男女共同参画社会、ジェンダー意識の是正をテーマに講演会やシンポジウム等を開催し広く市民の参画を求めるとともに理解を深めるための啓発を行います。 ・ 講座、シンポジウム、イベントの実施 ・ 広報紙等による啓発 ・ 女性セミナーの充実</p> <p>②男女平等に関する条約、法令等の周知 男女平等社会の実現に向け、法や制度等の積極的な活用促進と理解を深めるための啓発に努めます。 ・ 広報紙等による法令等の周知 女子差別撤廃条約 男女雇用機会均等法 育児・介護休業法 民法 国籍法 年金制度 ・ 法制度に関する学習機会の充実</p> <p>③男女平等に関する研究と情報収集・提供 男女間格差や偏りを把握するため市民を対象に、男女平等に関する意識を調査・分析しその結果を各種事業に反映させていきます。 ・ 男女平等に関する意識調査の実施 ・ 男女別統計に関する情報収集</p>	<p>男女共同参画室 男女共同参画室 公民館・近隣センター</p> <p>男女共同参画室</p> <p>関係部署</p> <p>男女共同参画室 男女共同参画室</p>
<p>(2) ジェンダーに敏感な行政職員の育成</p>	<p>①職員研修の実施 あらゆる施策や事業をジェンダーに敏感な視点をもって推進していくための職員研修を充実します。 ・ 女性問題に関する行政職員研修の充実 ・ 女性職員の積極的な職務配置</p> <p>②性別にとらわれない職員の採用・配置 性別にとらわれない男女職員の登用、女性職員の職域拡大や能力が発揮できる機会の確保等に努めます。 ・ 男女のバランスに配慮した市職員採用 ・ 女性職員の積極的な職務配置</p>	<p>人事課 人事課</p> <p>人事課 人事課</p>
<p>(3) 社会制度・慣行の見直し</p>	<p>①社会制度・慣行の見直し ジェンダー意識のもとに作られてきた社会制度、慣行について中立的な観点から、調査研究し、必要に応じて関係機関へ働きかけます。 ・ 年金制度の調査研究</p>	<p>国民年金課</p>

施 策	具 体 的 な 施 策	担 当 課
	<p data-bbox="487 268 1128 492" style="border: 1px dashed black; border-radius: 15px; padding: 10px;">あなたができること</p> <ul data-bbox="511 358 1104 436" style="list-style-type: none"><li>・ 女性に関する条約や法律を勉強してみま しょう</li></ul>	

## 目標4 あらゆる場での男女平等教育の推進

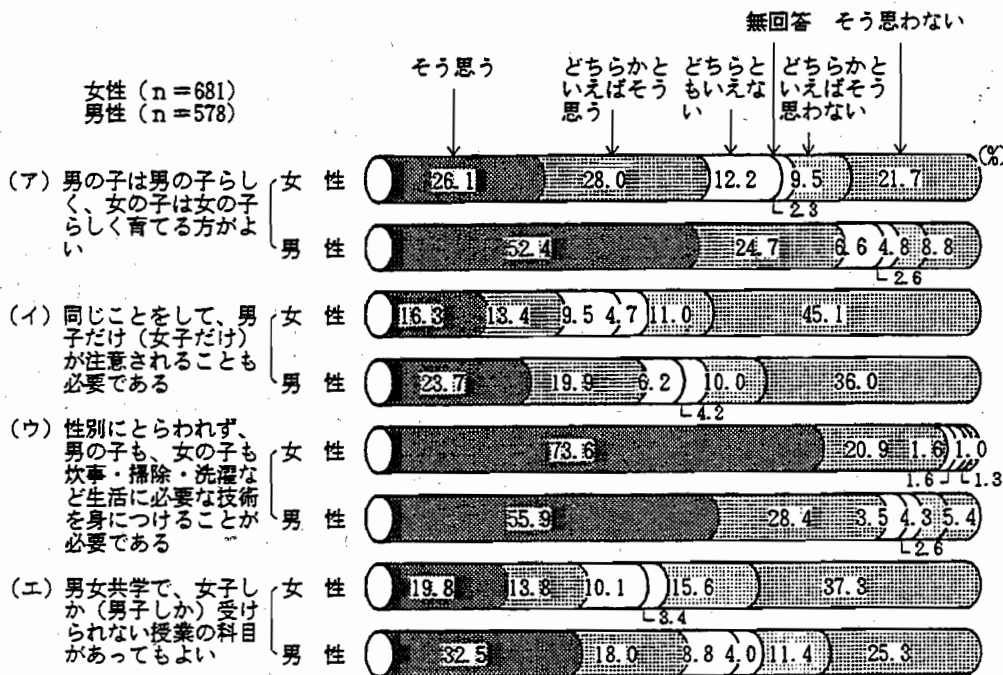
【現状と課題】学校教育では家庭科の男女共修が実施され、男女混合名簿の導入について検討されるなど、ジェンダーにとらわれない教育環境が整備されつつあります。しかし、いわゆる「隠れたカリキュラム」によって、無意識のうちに結果的には性差別につながったり、ジェンダーによる偏った考え方を刷りこんでいる教材や行動、慣行等があります。

ジェンダー意識を是正した男女平等観の形成が不可欠であり、教育が果たす役割は極めて重要です。

意識の世代間連鎖を断つためには、幼児期からの教育と年少の子どもを持つ男女が、家庭・地域で協力してジェンダーにとらわれない教育ができるような社会教育プログラムの充実も大切です。

学校、家庭、社会等あらゆる場において男女平等教育の推進が求められています。

問 あなたは、子どもの教育において男女平等の意識についてどう思いますか。



たくましい女の子、優しい男の子は変?

男だからだめ、女だからだめなことってある?



出典 千葉県青少年女性課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」平成10年11月実施より

### 隠れたカリキュラム

固定的な男女の役割意識を学校での生活や教育の中で無意識のうちに子どもたちに伝えていくことをいいます。例えば、教科書や教材での記述、イラスト等を通して描かれる固定的な男性像・女性像、学習活動での教師の教え方や何げない言葉かけ、学校行事における男子や女子の役割、また、男子が先の男女別名簿等があります。表面に現われず、見えにくいだけにかかりの影響を子どもたちに与えているものと考えられます。

施 策	具 体 的 な 施 策	担当課
(1) 家庭教育における男女平等意識の啓発	<p>①ジェンダーにとられない家庭教育講座の実施 男女平等の視点に立って家庭での教育が行われるよう家庭教育学級等を開催します。 ・家庭教育学級等の充実</p> <p>②広報紙等による保護者への啓発 ジェンダー意識や女性に対する偏見，差別等につながる社会のしきたり，慣習等にとられない家族観が持てるよう啓発していきます。 ・啓発活動の充実</p>	<p>近隣センター</p> <p>男女共同参画室</p>
(2) 保育園・市立幼稚園における男女平等教育の推進	<p>①ジェンダーにとられない教育・保育の推進 幼児期の教育において，性別にとられず個性や能力が伸ばせる環境が大切です。保育士や幼稚園教諭を対象に研修会を開催します。 ・講座の開催 ・保育士，幼稚園教諭を対象にした研修会の開催</p> <p>②隠れたカリキュラムの見直し 保育士や保護者の何げない言葉かけや行動，慣行により，ジェンダー意識を助長しないよう「隠れたカリキュラム」の点検，見直しに努めます。 ・隠れたカリキュラムの点検，見直し</p>	<p>教育研究所 保育課・教育研究所</p> <p>保育課</p>
(3) 学校における男女平等教育の推進	<p>①男女平等教育の推進 個性を尊重した教育や多様な生き方を選択できる進路指導に努めます。 ・教職員対象の男女平等教育研修の実施 ・男女平等の視点に立った進路指導</p> <p>②隠れたカリキュラムの見直し 学習教材や児童・生徒の教育のなかで，ジェンダー意識を是認したり，必要以上に男女を分けている慣行等についての点検，見直しを図っていきます。 ・隠れたカリキュラムの点検，見直し ・特別活動等における男女の役割の見直し 部活動 児童会・生徒会活動等</p>	<p>教職員課・教育研究所 教職員課・教育研究所</p> <p>教職員課・教育研究所 教職員課・教育研究所</p>

施 策	具 体 的 な 施 策	担 当 課
	<p>③副読本等の作成・活用 男女平等意識の形成を促進するための副読本を市民の協力を得、検討し、作成します。 ・副読本の検討、作成</p> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>あなたができること ・学校でも家庭でも性別にこだわらない育て方をしましょう</p> </div>	<p>教職員課・教育研究所・男女共同参画室</p>

目標5 男女平等推進のための生涯学習の充実

【現状と課題】 柏市では、平成5年から「柏市生涯学習推進計画」を策定し、市民がいつでもどこでも学べる環境を整備してきました。平均寿命の伸びと出生率の大幅な減少により、女性のライフサイクルも変化し、一方、情報化、国際化、産業構造の変化など社会、経済状況も変わってきています。これらに伴い市民の学習意欲は高まり、その分野は広範に及んでいます。

生涯にわたって多様な学習機会が確保され、学習を通して、女性と男性がジェンダーにとらわれず、各人が自立した関係を築いていくことが課題です。

様々なニーズに応じて学習機会が確保されるよう、カリキュラムの検討、保育や介護への対応、曜日や時間設定の配慮等条件整備も求められています。

施策	具体的な施策	担当課
(1) 男女平等の視点に立った学習機会の充実	<p>①女性問題講座，男性問題講座等の実施 男女が共に多様な生き方を認めあえるよう女性問題や男性問題に関する学習情報を提供します。また，開催日時等に配慮し容易に学習できる機会の確保に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性問題講座，男性問題講座の充実</li> <li>・学習機会の充実・確保</li> <li>・生涯学習に関する情報の提供</li> </ul> <p>・開催時の保育，介護サービスの充実</p> <p>②退職後の男女の生活設計講座の実施 退職後の生活を展望し，経済，健康，余暇活動等，男女が自立した生活が営めるよう各種講座を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活プランの設計に関する講座</li> </ul>	<p>近隣センター・男女共同参画室 図書館・生涯学習推進課・ 男女共同参画室・近隣センター ・中央公民館 関係部署</p> <p>中央公民館</p>
(2) 多様な学習要求への条件整備	<p>①学習プログラムの充実 市民の学習意欲が高まるなか，学習を通じて自己実現が図られるよう，その内容の充実に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習内容の充実 政治・経済・社会問題 消費生活 環境 IT講習</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>あなたができること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習機会を積極的に利用しましょう。</li> </ul> </div>	<p>関係部署</p>

### 基本課題Ⅲ 家庭・地域（男女の生活者としての自立をすすめる）

#### 目標6 男女が共に参画する家庭・地域づくり

【現状と課題】わが国の社会は、これまで経済優先の考え方が強く、男性は長時間労働による職場中心の生活や経済的責任を、女性は家事・育児・介護等の家庭責任をという役割分担を固定化してきました。平成11年度に市民団体が行った市民意識調査の結果では、日常の家事分担は、主に妻の役割となっています。

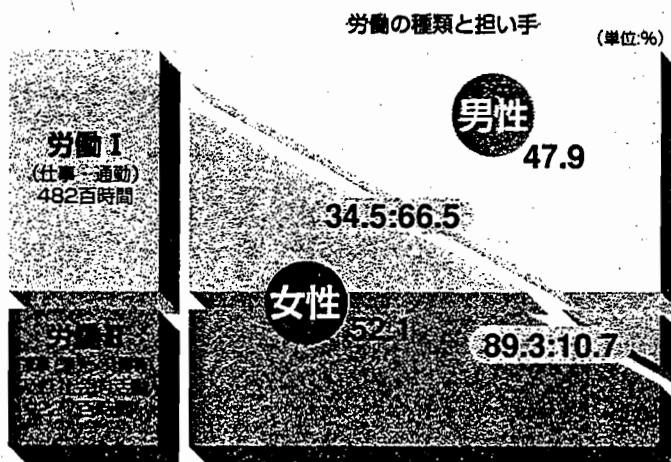
しかし、家族規模の縮小、高齢化の急速な進展のなかで、家事・育児・介護のあり方が問題になってきています。男性には、家事・育児・介護へ積極的にかかわるとともに、地域社会への参画が求められています。女性には、地域社会において単に参加するだけでなく、意思決定の場への参画が求められています。

家庭、地域がともに生きがいの場となり、地域をより豊かなものにするためには、家庭責任を男女がともに担い、社会全体で子育て、介護を支援する環境整備、町会・自治会活動、ボランティア活動などへ男女が参画しやすい環境づくりが必要です。

また、主として男性の担っている収入の伴う労働（有償労働）と、主として女性が担っている収入の伴わない労働（無償労働）を性別で分けることなく、男女でともに分かち合える社会の実現をめざします。

仕事・通勤等収入を伴う仕事等に係る総時間の34.5%を女性が、65.5%を男性が担っているのに対し、家事、介護・看護、育児等に係る総時間については89.3%を女性が、10.7%を男性が担っています。これらを合計した全体についてみると52.1%を女性が、47.9%を男性が担っており、総体としては、女性が社会の半分以上を支えていることがわかります。

注：(1) 調査対象は15歳以上の者。  
 (2) 「無業者」で「通学している者」を除いて集計した。  
 (3) 労働Ⅰは、「仕事（収入を伴う仕事）」「通勤（仕事をしつつ通学している者の通学時間を含む）」、労働Ⅱは、「家事」「介護・看護」「育児」「買い物」及び「社会的活動」を合計したもの。  
 資料：総務庁「社会生活基本調査」（平成8年）より作成。



総理府男女共同参画室 「みんなが幸せな社会のために—  
 男女共同参画社会をめざして」より

女性が社会の  
 半分以上も支え  
 ている。



施 策	具 体 的 な 施 策	担 当 課
<p>(1) 家庭生活・地域活動への男女平等参画の推進</p>	<p>①地域活動への女性の参画推進            豊かな地域コミュニティを築くために、地域活動へ男女が積極的に参画していく必要があります。            これまで地域活動を支えてきた女性の方針決定・意思決定の場に参画する意識を高めるための啓発に努めます。            ・地域活動（町会・自治会・ボランティア活動等）の情報収集と提供            ・女性の参画意識を高める啓発</p> <p>②家庭生活・地域活動へ参画しやすい条件整備            家事・育児・介護などに男女がともにかかりあい、また地域活動にも男女がともに参画できるように労働時間の短縮や子育て中の男女が参加しやすい環境づくりに努めます。            ・労働時間短縮に係る情報収集            ・保育サービスの整備と情報提供            ・介護サービスの整備と情報提供</p>	<p>関係部署            男女共同参画室</p> <p>商工課            保育課            高齢者支援課・介護保険課</p>
<p>(2) 男性が家庭責任を担うための支援</p>	<p>①講座の開催            男性の家事・育児・介護への積極的参画を促し、生活的自立を図るための講座を開催します。            ・家事に関する講座            ・育児に関する講座              ウエルカムベイビー（両親学級）            ・介護に関する講座</p> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>あなたができること            ・男女で家事、育児、介護、地域活動を担い合いましょう</p> </div>	<p>消費生活センター・近隣センタ            -            保育課            健康推進課            健康推進課</p>



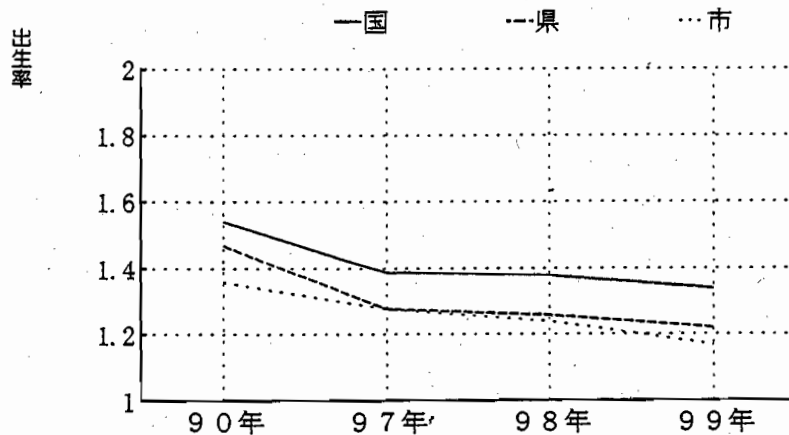
## 目標7 男女が安心して子育てできる環境づくり

【現状と課題】本市の合計特殊出生率は1.17（平成11年）と少子化傾向にあります。ただし、今後の開発行為等により、15歳未満人口の微増が予測されています。問題は、実際の子どもの数は理想とする子どもの数を下回っており、産みたいのに産めない状況にあることです。子どもを持つうえで、経済的負担が大きいこと、仕事と家庭の両立が困難であること、育児の心理的・肉体的負担が大きいことなどがあげられます。とりわけ本市では、核家族化、都市化の進展により子育てについて女性の精神的、肉体的な負担が増大しています。

女性の就業率の高まりとともに、様々な雇用形態やニーズに対応した保育事業の整備や充実、男女ともに取得しやすい育児休業制度の充実が必要です。女性の就労、非就労（子育てに専念）にかかわらず、子育ては女性（母親）の役割という意識の払拭や男性（父親）が主体的に育児にかかわれるよう、環境を整えることも求められます。

本市では、次世代を担う子どもたちが心身ともに健やかに成長することをめざし「かしわ子どもプラン21」を平成11年3月に策定しています。これに基づき、男女が互いに協力し合い責任を担うものとしての理解を深めるとともに、地域のなかで、子育てができる体制づくりを進めていく必要があります。

合計特殊出生率

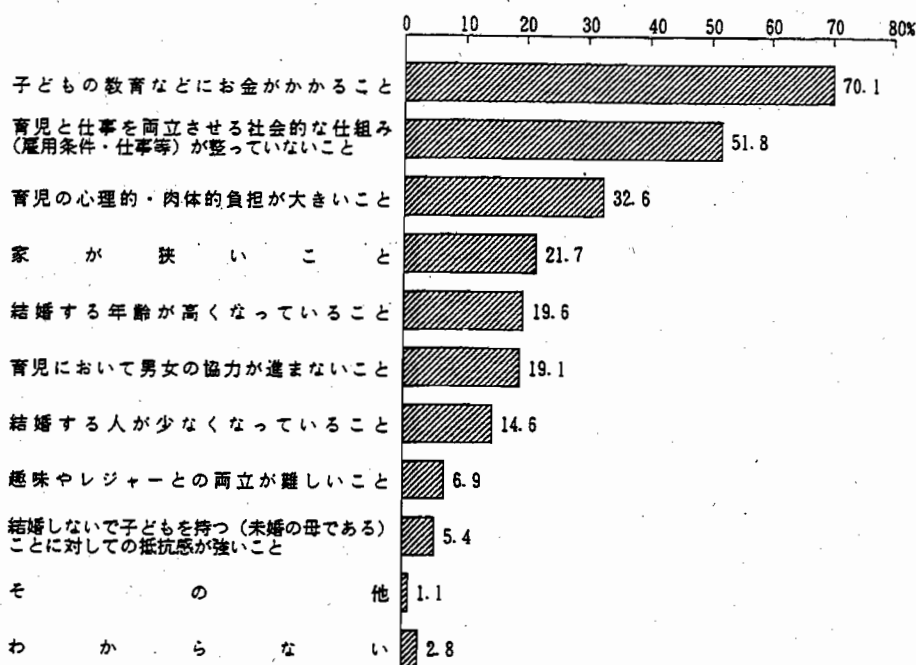


	90年	97年	98年	99年
国	1.54	1.39	1.38	1.34
千葉県	1.47	1.28	1.26	1.22
柏市	1.36	1.28	1.24	1.17

国、県にくらべて、柏はどうして低いのでしょうか？



子どもを持つ上での障害



出典 千葉県「平成11年度第25回県政に関する世論調査」より

施策	具体的な施策	担当課
(1) 保育サービスの充実 (かしわ子どもプラン2.1で対応)	①保育サービスの充実 女性の社会進出を積極的に受け入れ、また仕事を持つ男女が安心して子育てができるよう保育サービスの充実に努めます。 ・保育サービスの充実 産休明け保育 延長保育 家庭保育福祉員 私立幼稚園での預かり保育 無認可保育園の支援 学童保育 ファミリーサポートセンター等	保育課 児童育成課
	②子育て支援事業の充実 子育て中の保護者が子育てを楽しむことができ、いつでも相談できる場や仲間づくり、社会参加できるための地域ぐるみでの支援事業の充実に努めます。 ・子育て支援事業の充実 子育てサロン 子育てサークル 一時保育等 ・子育て講座 地域ぐるみ子育て支援(母と子の集い)	保育課 健康推進課
	③相談体制の充実と情報提供 子育て中の保護者の悩みごと相談や子育て支援情報の提供に努めます。	



## 目標 8 高齢社会に対応した高齢者・障害者への自立支援と介護への社会的支援

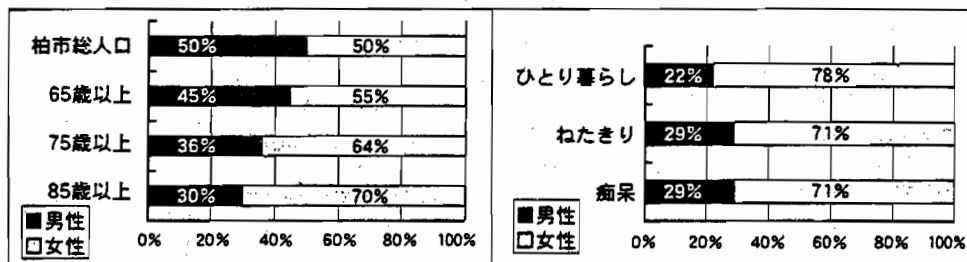
【現状と課題】高齢社会が急速に進展し、高齢者の問題は家庭や地域で深刻になっています。高齢者に占める女性の割合は男性より多く、年金等経済的基盤の弱い高齢女性も多くいます。また、介護は女性（母・妻・嫁・娘など）の仕事という性別役割分担意識により高齢女性にもその役割が課せられています。一方で男性は、職場中心の生活になりがちなことから、高齢期を迎えて地域社会とのかかわりや家庭生活での自立が困難といった状況にあります。

高齢社会を支えていくためには、高齢者を単に支えられる側に位置付けるだけでなく、他の世代とともに社会を支える構成員の一人として、地域社会の担い手としての意識を高め、自立を支援する必要があります。

昨今では女性の就労が増え、また高齢者と子の同居率が低くなるなど、家族だけでは介護しきれなくなっています。このような状況から平成12年度に介護保険制度がスタートし、被保険者として的高齢者は、種々の介護制度を権利として利用することで、家族、特に女性の負担が軽減され、介護の社会化が進むことが期待されています。本市では、平成9年3月に「ノーマライゼーションかしわプラン」を、平成12年3月には「柏市高齢者いきいきプラン21」を策定しています。

障害者にも同様に自律支援と介護への社会的支援が求められています。

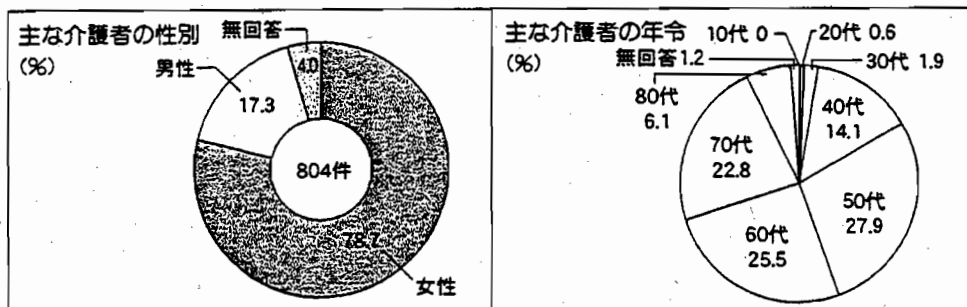
### 本市の高齢者（男女別）



▲柏市住民基本台帳  
(平成11年3月31日現在)

▲平成10年度柏市ひとり暮らし老人・ねたきり老人・痴呆性老人及び高齢者世帯に関する調査

### 介護者の状況



▲柏市老人保健福祉計画見直し及び介護保険事業計画策定に係る実態調査（10年度）▲

高齢者が高齢者を  
介護している…



施 策	具 体 的 な 施 策	担 当 課
<p>(1) 高齢者・障害者の自立への支援</p> <p>柏市高齢者いきいきプラン21で対応</p> <p>ノーマライゼーションかしわプランで対</p>	<p>①経済的自立支援 家事・育児や介護の多くを担ってきた女性の経済的自立支援のため、就業に関する情報提供や年金の受給権の確保等に努めます。 ・シルバー人材センター充実への支援 ・年金等社会保障制度の見直しについて国への働きかけ</p> <p>②生活的自立の支援 仕事中心の生活を過ごしてきた男性が、家庭や地域で生きがいのある生活が過ごせるよう支援をします。 ・家事や介護に関する講座の実施 食生活推進員活動による男の料理教室 ・地域活動（ボランティア活動等）の支援</p> <p>③健康づくりへの支援 健康に関する普及・啓発を推進するとともに、各種講座の開催、健康診査、相談窓口の充実に努めます。 ・健康教育・健康診査・相談体制の充実</p> <p>④バリアフリーのまちづくり 高齢者や障害者が快適な日常生活が送れるよう、公共施設や住環境の整備を働きかけていきます。 ・住宅改修等の援助 ・公共施設等のバリアフリー化の推進 ・バリアフリーのまちづくりの啓発</p> <p>⑤生きがいづくりの推進 高齢者が主体的に活動し、自立した生活が送れるように生きがいづくりのための取組を進めます。 ・生きがいづくり事業 生きがい活動支援通所事業 郷土史講座 世代間交流</p>	<p>商工課 国民年金課</p> <p>消費生活センター・高齢者支援課 健康推進課 市民活動推進課</p> <p>健康推進課</p> <p>高齢者支援課 道路建設課・関係部署 障害福祉課</p> <p>高齢者支援課</p>
<p>(2) 高齢者・障害者介護の社会的支援</p> <p>柏市高齢者いきいきプラン21で対応</p>	<p>①介護サービスの充実 高齢者や障害者が住み慣れた地域で生活できるよう、在宅サービスや施設サービスの整備を図るとともに、関係機関との連携を強化します。 ・在宅保健福祉サービス・保健福祉施設の整備 介護保険・在宅支援</p>	<p>介護保険課 高齢者支援課</p>

施 策	具 体 的 な 施 策	担 当 課
<p>ノーマライゼーションかしわプラン で対応</p>	<p>訪問介護 訪問入浴介護 通所介護 短期入所 介護老人福祉施設 介護 老人保健施設 配食サービス 送迎 サービス 在宅介護支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談体制の整備</li> <li>・介護予防センターの整備</li> </ul> <p>②介護の社会的資源の育成と活用 介護を社会全体で支えるものとして、男女 が介護に取り組めるよう各種講座の開催に努 めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・寝たきり予防と地域での支えあい活動へ の啓発と支援</li> <li>・ボランティア、NPO活動に関する情報 提供</li> </ul> <p>③介護保険制度を活用した介護の社会化 介護を社会全体で支えるために、介護保険 制度の普及啓発に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険制度の周知</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>あなたができること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康に気をつけできる限り、自分ででき ることは自分でしましょう</li> <li>・福祉サービスを活用しましょう</li> </ul> </div>	<p>高齢者支援課 高齢者支援課</p> <p>健康推進課 市民活動推進課</p> <p>介護保険課</p>

基本課題Ⅳ 就労（働く場における男女平等と女性の経済的自立を確保する）

目標9 職場における男女平等の推進

【現状と課題】就労の場では、男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法等の法律が整備され、法制度上は男女に対し、均等な待遇が確保されてきています。

しかし、性別役割分担意識や女性を対等なパートナーと見ない風潮が根強く存在しているため、いまだに男女格差がみられます。

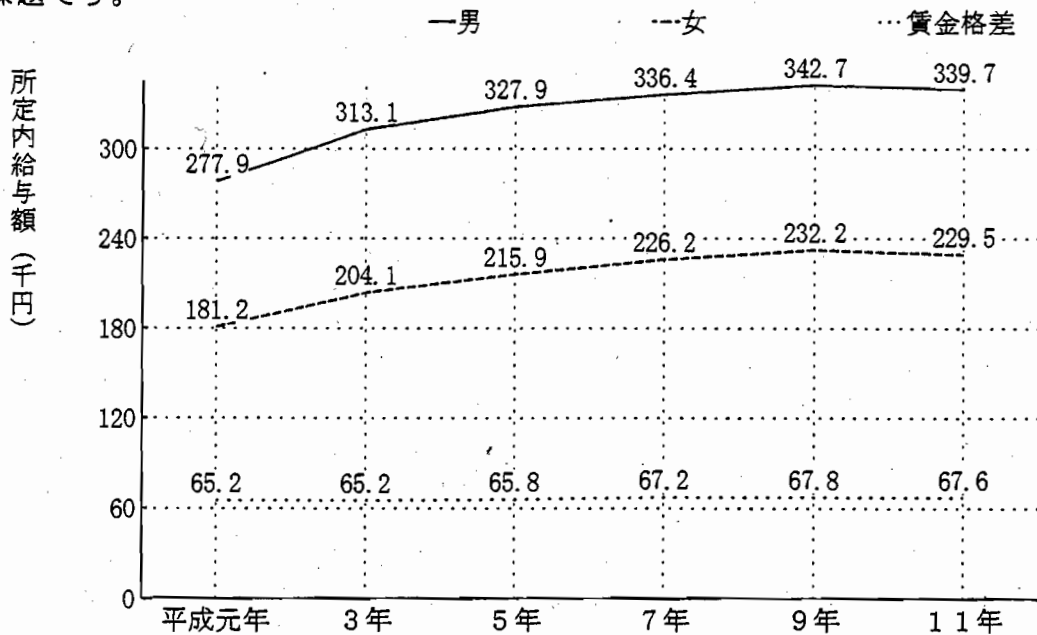
雇用の場で女性は、その能力や意欲を適正に評価されることなく、補助的な仕事や単純労働を担う傾向が、また昇進・昇格の機会や賃金についても男性との間に大きな格差がみられます。

妊娠・出産期における働く女性の母性保護の確立のための環境整備と充実が必要です。女性特有の機能による差別もリプロダクティブ・ヘルス/ライツにかかわる人権問題であり是正が求められています。

さらに、職場におけるセクハラ防止のため、事業主が配慮するよう働きかけることも必要です。

パートタイム労働や派遣労働等多様な働き方が増えていますが、雇用形態としては不安定です。適正な処遇や労働条件が確保されるよう働きかけることが重要です。

自営業・農業等に従事する女性の対等なパートナーとしての経営参画を促進することも課題です。



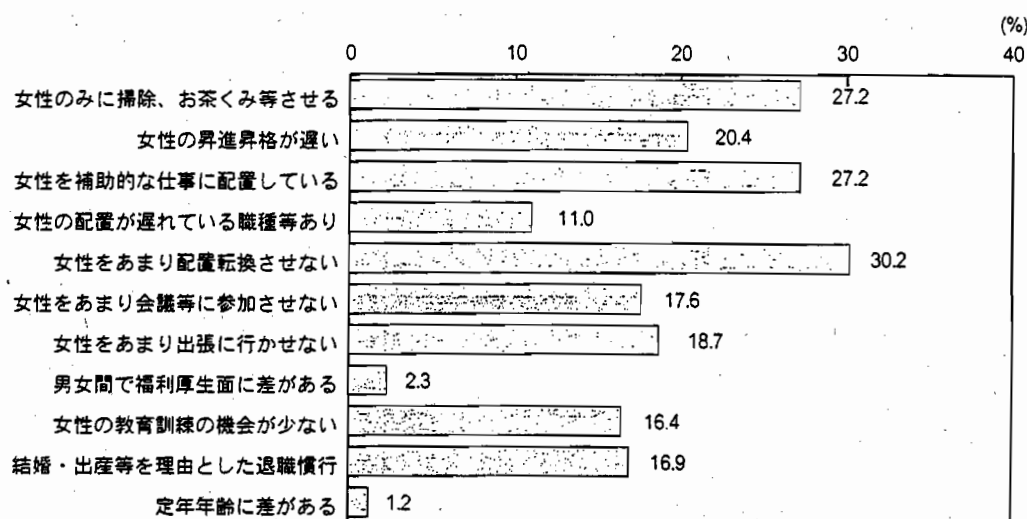
労働省「賃金構造基本統計調査」より作成

「賃金構造基本統計調査」によれば、平成11年6月のパートタイム労働者を除く女性一般労働者の所定内給与額は229.5千円であり、男性の所定内給与額を100とした場合の指数は67.6となっています。

女性の評価は、  
男100対女67.6



女性に関する制度・慣行



出典 「データでみる女と男（平成12年度千葉県男女共同参画白書）」千葉県男女共同参画課

施策	具体的な施策	担当課
(1) 雇用の場における男女平等の推進	<b>①労働法令の理解促進</b> 男女が対等なパートナーとして働くことができるよう、事業主・男女労働者に労働法令の周知を図ります。 ・労働基準監督署等が開催する講座等の情報提供 男女雇用機会均等法 労働基準法 育児・介護休業法 パートタイム労働法	商工課
	<b>②管理職等への女性登用についての啓発</b> 女性労働者の職域の拡大，研修などによる能力開発，管理職への登用を図るよう事業主に対して働きかけます。 ・ポジティブアクション普及に向けた情報提供	男女共同参画室・商工課
	<b>③セクハラ防止の充実</b> セクハラを防止するために事業主に対し啓発に努めます。 ・セクハラ防止に向けての啓発 ・千葉県からの労働相談の情報提供	商工課・男女共同参画室
	<b>④働く女性の母性保護についての啓発と情報提供</b> 働く女性の母性が保護されるとともに，健康に働き，安心して出産できる環境整備と，	



施 策	具 体 的 な 施 策	担 当 課
<p>(2) 自営業・農業における男女のパートナーシップの確立</p>	<p>生涯を通じた健康支援のための情報提供に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母性保護の普及 母性健康管理指導事項連絡カードの活用</li> <li>・広報紙等による啓発</li> </ul> <p>①経営への参画支援 自営業、農業に従事する女性の地位の向上を図るとともに、労働時間短縮等の生活環境改善のための「家族経営協定」の締結を働きかけていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家族経営協定の情報提供</li> </ul> <p>②農協役員への女性登用の働きかけ 農業協同組合役員への女性の登用を働きかけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業協同組合役員の女性登用の働きかけ</li> </ul>	<p>健康推進課</p> <p>男女共同参画室</p> <p>農業委員会・農政課</p> <p>農業委員会</p>
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>あなたができること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働関係法を読んで、女性の権利を確認しましょう</li> </ul> <p>自営業・農業の方へ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女のパートナーシップとして経営を考えましょう</li> </ul> <p>事業主ができること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性を積極的に登用しましょう</li> </ul> </div>	

## 目標10 女性の職業能力の開発と職業機会の拡大

【現状と課題】女性が自立するためには経済的自立が不可欠です。職業を通じて自己能力を高め、社会とのつながりを持ち、経済的自立を求める女性が多くなってきています。そこで女性の職業能力の開発と就労機会の拡大が求められています。

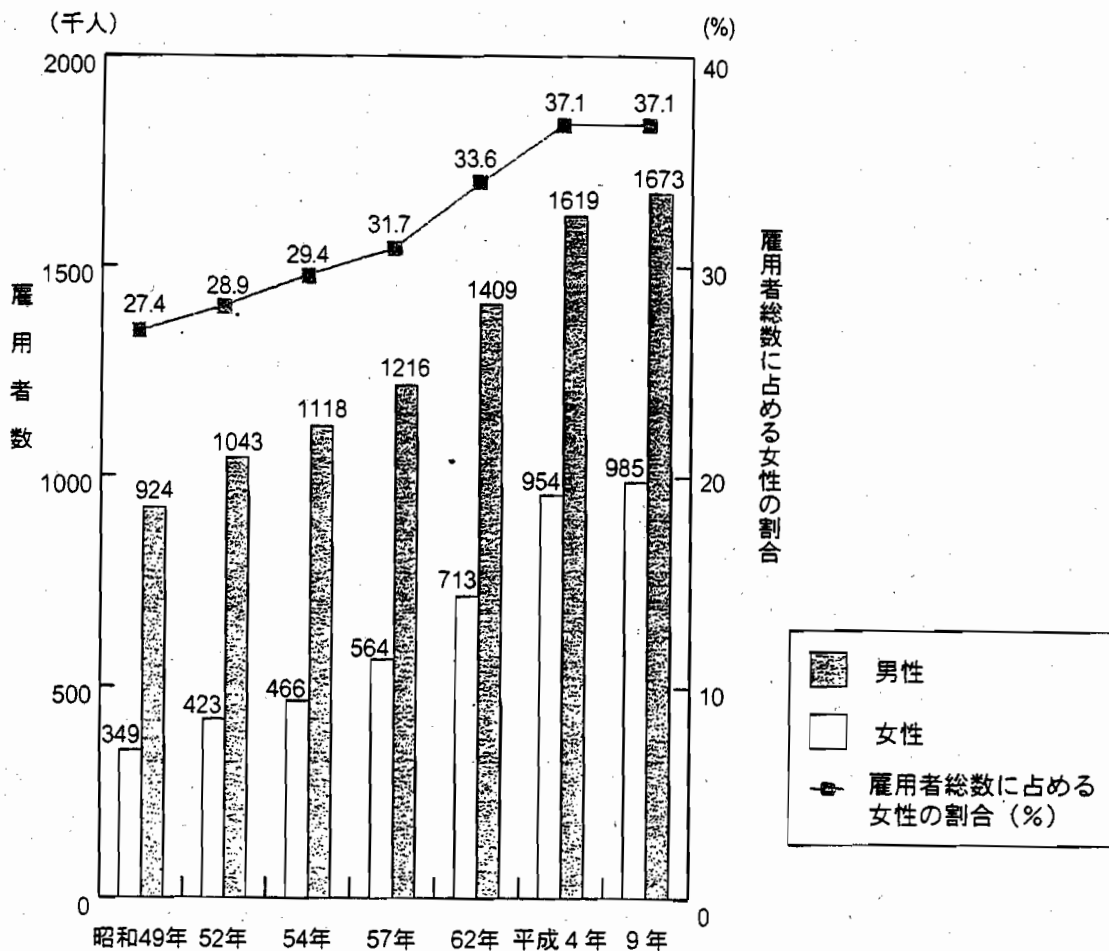
しかし、女性は結婚・妊娠・出産・育児・介護等のため、働く意欲はあっても途中で退職せざるを得ない場合があります。また、その女性たちが再就職しようとする際に、年齢制限等により希望する職業につけない場合や過去の職業経験が活かされない場合もあります。

一方でまた、働き続けている場合であっても、男女雇用機会均等法の十分な運用がされていないため、女性が能力を発揮しにくい状況や男性と同様な研修の機会等が与えられないこともあります。

こうした状況を踏まえ、職業能力を向上させ、キャリアを活かした仕事や働き方を求める女性や新たに起業家をめざす女性を対象とする学習機会の確保、情報の提供や支援が必要です。

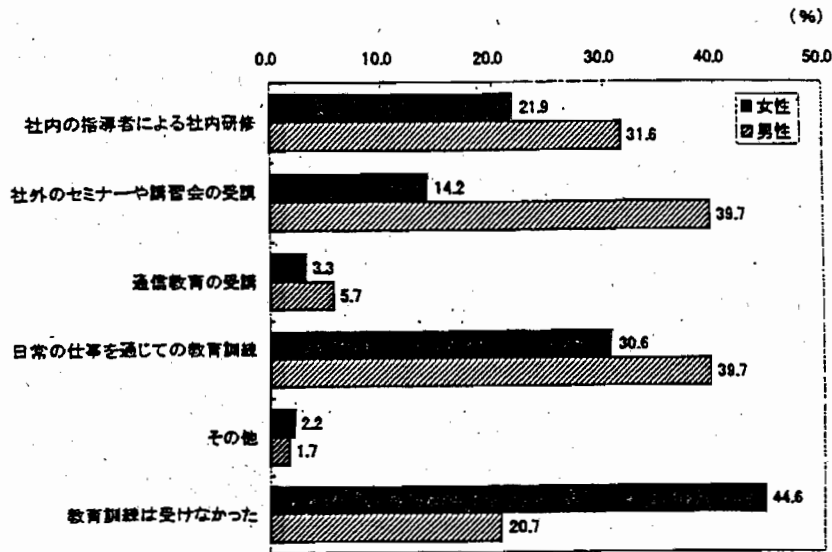
### 女性雇用者の状況

#### 雇用者数の推移（千葉県）



出典 「ちばデータでみる女と男（平成12年度千葉県男女共同参画白書）」千葉県男女共同参画課より

直近1年間に受けた教育訓練



出典 「女性労働者就業実態調査報告書」平成12年3月 千葉県労政課

柏市の15歳以上の産業別就業者数

単位：人

	総数	男性	女性
第1次産業	2,339	1,218	1,121
第2次産業	43,136	32,758	10,378
第3次産業	113,178	67,114	46,064

平成7年度国勢調査より作成

施策	具体的な施策	担当課
(1) 職業能力の向上と経済的自立に向けた支援	<p>①女性経営者、再就職希望者への支援 女性の職業能力を向上させ、より適した職業をみつけるため、各種講座の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講座の充実 起業講座 IT講座</li> <li>・各種貸付金の情報提供</li> </ul> <p>あなたができること ・職業能力を高めましょう</p>	<p>商工課</p> <p>商工課</p>

目標11 男女が職業生活と家庭生活を両立できる環境づくり

【現状と課題】働くことは、男女にかかわらず人間としての権利です。平成7年（1995年）わが国は「ILO第156号条約」を批准しました。この条約は、家族的責任を有する男女労働者が、性別にかかわらず職業上の責任と育児や介護といった家族的責任とを両立することができるようにすることを目的としています。

家庭を持った働く女性は、家事・育児・介護等の家庭責任も地域活動もという二重三重の役割を担い、男性に比べて負担が大きくなっています。そのため仕事に専念できない場合もあります。

男女がともにより豊かな職業生活、家庭生活、地域生活を実現するためには、性別役割分担の見直しや育児・介護を社会全体で支えていくシステムの充実が求められています。

育児休業取得者

平成10年度に出産した女性労働者に占める育児休業取得者	56.4%
配偶者が出産した男性労働者のうち育児休業取得者	0.42%

介護休業取得者

平成11年4月から同年9月までの6か月に介護休業を取得した労働者	全体	女性	男性
	0.06%	0.15%	0.01%

労働省女性政策課「平成11年女性雇用管理基本調査」より作成

施 策	具 体 的 な 施 策	担当課
<p>(1) 家庭生活・地域活動への男女平等参画の推進</p>	<p>①家庭生活・地域活動へ参画しやすい条件整備（再掲6（1）②）</p> <p>②育児・介護休業制度の男女の利用促進          育児休業、介護休業制度の周知を図るとともに制度の実効を図るため、働く男女、企業の利用促進を図っていきます。          ・労働基準監督署等が行う活動や相談等の情報提供</p>	<p>商工課</p>
<p>(2) 男性が家庭的責任を担うための支援</p>	<p>①講座の開催（再掲6（2）①）</p>	
<p>(3) 保育サービスの充実</p>	<p>①保育サービスの充実（再掲7（1）①）</p> <p>②子育て支援事業の充実（再掲7（1）②）</p>	
<p>(4) 介護が必要な家庭への支援</p>	<p>①介護サービスの充実（再掲8（2）①）</p>	
<p>(5) 女性が働き続けられるための調査・研究</p>	<p>①女性の労働の状況把握調査          法制度上は女性の就業環境は整備されてきていますが、実態ではまだ男性との格差があるため、女性の就業に関する調査や研究に努めます。          ・就業状況把握のための調査・研究</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>あなたができること          ・育児パパを応援しましょう</p> </div>	<p>男女共同参画室</p>

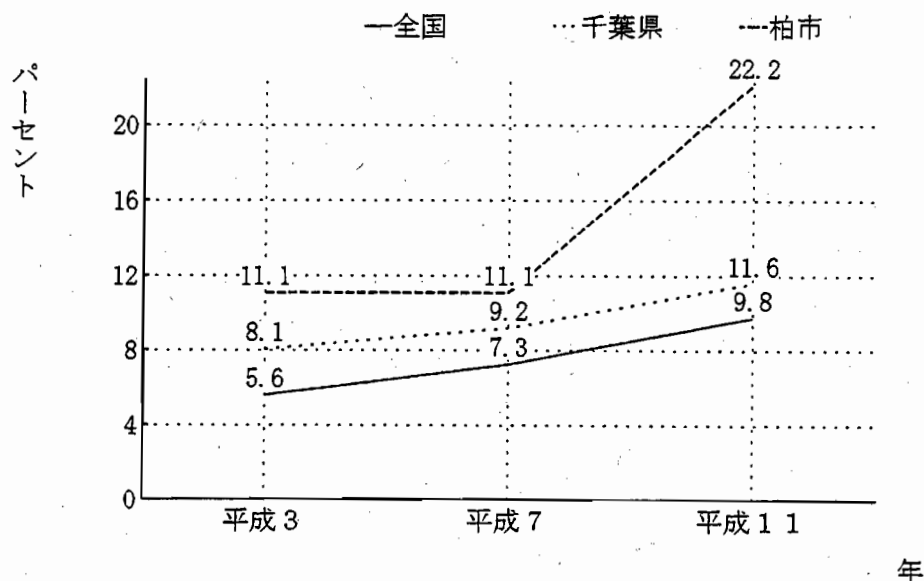
## 基本課題Ⅴ 社会参画（政策・方針決定の場へ男女が平等に参画する）

### 目標12 政策・方針決定過程への女性の積極的参画と登用促進

【現状と課題】人口のおよそ半分は女性であり、あらゆる分野に女性の意見を反映させていくことは、社会を形成していくうえで大変重要なことです。しかし、現状では公的分野、私的分野を問わず政策・方針決定の場への女性の参画は進んでいるとはいええない状況です。その参画状況を国際比較で見ると、国会議員に占める女性の割合は衆議院（下院）の場合、164か国中104位です（1999年列国議会同盟調査）。本市の政策・方針決定にかかわる審議会等委員の女性委員の割合は27.5%、市役所職員の女性管理職（課長等）の割合は、全課長等の1%です（平成13年3月末日現在）。また町会・自治会長職にある女性は244組織中11人の4.5%に止まっています（平成12年2月1日現在）。

今後政策決定の場を含め、あらゆる分野へ女性の参画を促進するとともに、これまでの男女格差を解消するためのポジティブアクションの導入や女性のエンパワーメントに向けての支援が必要とされます。

市議会における女性議員の推移



#### ポジティブアクション（積極的改善措置）

社会的・構造的な差別によって不利益を被っている集団（女性や少数民族）に対して、一定の範囲で特別な機会を提供すること等により、実質的な機会均等を実現することを目的とした暫定的な積極的差別是正措置のこと。例えば、審議会等の附属機関の委員に一定割合の女性を登用することなどがあります。

#### エンパワーメント

「力をつけること」。自らの意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的また文化的に力を持ち、社会を変革していく存在となることをいいます。

施 策	具 体 的 な 施 策	担当課
<p>(1) 政策・方針決定の場への女性の登用促進</p>	<p>①審議会等への女性の登用促進            一方の性に偏ることなく、市民の声を市政に反映させるよう努めます。            ・一方の性が30%を下回らない委員構成            ・公募制度の推進と公募枠の拡大</p> <p>②女性職員の管理職への積極的登用            市役所女性職員の職域拡大と人材育成に努め、管理職への登用の機会を拡充します。            ・女性職員の職域拡大と人材育成</p> <p>③市民団体・地域活動団体役員への登用促進            女性が役員会等の意思決定の場へ参画できるよう働きかけます。            ・町会・自治会・PTA等への働きかけ            ・市民団体への働きかけ</p>	<p>事務管理課・関係部署            事務管理課・関係部署</p> <p>人事課</p> <p>市民活動推進課・男女共同参画室            関係部署</p>
<p>(2) 女性のエンパワメントに向けての環境整備</p>	<p>①人材リストの整備と活用            各分野における女性及び男女共同参画の視点を持つ男性の人材に関する情報を把握し、また審議会の女性委員の登用率を高めるため人材リストの整備・充実・活用を図ります。            ・フェザーリストの整備・活用</p> <p>②女性のエンパワメントに向けての学習プログラムの充実            女性がエンパワメントするために必要な学習プログラムの充実を図ります。            ・男女共同参画講座の開催</p> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>あなたができること            ・女性も地域や職場、行政における方針決定の場へ積極的に参画しましょう。</p> </div>	<p>男女共同参画室</p> <p>男女共同参画室</p>

### 目標13 国際理解と国際交流事業への女性の参画の促進

【現状と課題】地球上では、貧困や飢餓の問題、環境問題などに直面しています。そしてその犠牲者の多くは女性や子どもたちです。

国や地域で伝統や文化とされているものの中に、女性の人権を侵害しているものがあります。国連において採択された女子差別撤廃条約（昭和60年 批准）に従い、過去4回の世界女性会議で掲げられた「平等・開発・平和」の目的を達成するために、世界的視野から男女平等についての問題を見つめ直していかなければなりません。

本市が行っている各種国際交流事業に、市民男女が地球社会の一員として主体的に参画することが求められています。

北京行動綱領における12の重要分野と世界の現状

重要分野	2000年6月現在の世界の現状
1 貧困の女性化	世界的に見て、女性の収入は平均で男性の50%強にすぎない。
2 女性の教育と訓練	世界で8億7500万人に上る非識字成人のうち、3分の2が女性とみられる。
3 女性と健康	年間60万人近くの妊産婦が亡くなっている。
4 女性に対する暴力	女性の20%以上が、同居の男性によって虐待を受けたとの報告がある。
5 女性と武力紛争	現在の戦争犠牲者の90%近くは一般市民であり、その大半は女性と子どもとみられている。
6 女性と経済	女性の労働力への参加は全世界で着実に伸びているものの、賃金と労働条件については、従来からの男女間の不平等が拡大している。
7 権力と意思決定における女性	ほとんどの国で、女性は有権者の過半数を占めているが、各国の国会では依然として少数派で、1999年の世界平均で議員全体の13%しか占めていない。
8 女性の地位向上に向けた制度的機構	1995年の北京会議以降、世界の4分の3の国々が何らかの国内機構を確立している。
9 女性の人権	「女子差別撤廃条約」の条約締結国は、1999年で165か国になった。
10 女性とメディア	多くの国では、メディアが女性の生活の多様性と社会への貢献についてバランスの取れた情報を提供していない。
11 女性と環境	環境政策の策定、計画、実施への女性の参加は、引き続き低いレベルに止まっている。
12 女児	女児は生まれたときから子ども時代、そして成人になっても差別の対象となることが多い。

「女性200年会議」国際連合広報センターより作成



施策	具体的な施策	担当課
<p>(1) 国際交流事業への女性の積極的参画</p>	<p>①外国における女性問題の情報の収集及び提供            外国での女性問題やその取組について情報を収集し、広報紙等でその情報の提供をします。            ・情報の収集及び提供</p> <p>②国際交流事業への参加促進            国際的視野で女性問題についての意見交換や相互理解を深めるために、市民レベルでの国際交流を促進します。            ・国際理解講座・講演会への支援            ・在住外国人との交流会の開催            ・国際交流事業の推進・支援</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>あなたができること            ・メディアを通じて外国の女性問題に関心をもちましょう</p> </div>	<p>国際交流室・男女共同参画室</p> <p>国際交流室            国際交流室            国際交流室・男女共同参画室</p>

基本課題Ⅵ 推進体制（「柏市男女共同参画推進計画」を積極的にすすめる）

目標14 男女共同参画推進計画推進のための方策

【現状と課題】平成2年に第1次計画を策定し、庁内の男女共同参画関連施策の実施状況について毎年調査をしてきましたが、予算面の調査は実施できるものの「男女共同参画の視点をもって事業に取り組んでいるか」という意識については把握し難い面もありました。

しかし、各施策の進行状況を把握し、評価するシステムの開発や公表に向けての取組が求められています。

計画を効果的に推進していくために、助役を議長とする庁内推進体制の強化や市民及び企業との連携も必要です。

男女共同参画センターの設置や男女共同参画条例の制定、男女共同参画宣言都市奨励事業の実施については、情報収集や調査研究をしながら対応していきます。

施策	具体的な施策	担当課
(1) 庁内推進体制の整備・強化	①男女共同参画推進庁内連絡会議・幹事会・研究会の強化 男女共同参画関連施策を推進していくための庁内の横断的な組織として充実します。	男女共同参画室
	②男女共同参画推進審議会の充実 各専門分野および公募委員による男女共同参画推進審議会の充実を図ります。	男女共同参画室
	③男女共同参画担当部署の庁内組織強化 この計画が全庁的に推進できるよう、担当部署の充実・強化をします。	事務管理課
(2) 男女共同参画センターの設置	男女共同参画社会の形成に向けての拠点として、相談・情報・交流・学習等の機能を持つ施設の設置を検討します。 ・電子男女共同参画センターの検討	男女共同参画室
(3) 計画の進行管理	毎年度計画の進行状況を把握し、評価・公表します。 ・推進状況の把握 ・評価システムの開発・整備 ・年次報告書の作成と公表	男女共同参画室 男女共同参画室
(4) 国・県・近隣市町村・市民・市民団体（NGOを含む。）・企業等との連携	この計画を推進していく上で、関係機関との連携を強化します。さらに法律や制度の見直しなど市だけでは解決できない問題について、国・県へ働きかけます。	関係部署
(5) 柏市男女共同参画条例の制定	男女共同参画条例に関する情報を収集し、研究をします。	男女共同参画室

施 策	具 体 的 な 施 策	担当課
<p>(6) 男女共同参画宣言都市奨励事業の実施</p>	<p>男女共同参画宣言都市奨励事業に向けて、情報を収集し、研究します。</p> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>あなたができること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女平等の新しい風が吹くより住みやすい柏にしましょう</li> <li>・この計画の進み具合をチェックしてみましょ</li> </ul> </div>	<p>男女共同参画室</p>

# 資 料

## 1 年表

## 2 関係法令

(1) 日本国憲法（抄）

(2) 世界人権宣言

(3) 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

(4) 家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約

(5) 男女共同参画社会基本法

## 3 柏市男女共同参画審議会

(1) 設置条例

(2) 委員名簿

(3) 審議の経過

年表

	世界	日本	千葉県	柏市
1975年 (昭50)	国際婦人年 6月 「国際婦人年世界会議」メキシコシティで開催 世界行動計画採択	9月 総理府に「婦人問題企画推進本部」設置 「婦人問題企画推進会議」設置		
1976年 (昭51)	「国連婦人の10年」始まる (~1985年)			
1977年 (昭52)		1月 「国内行動計画」策定 10月 「国内行動計画前期重点目標」発表	10月 「千葉県婦人問題行政連絡協議会」設置	
1978年 (昭53)			4月 「青少年課」を「青少年婦人課」に改組し婦人班を設置	
1979年 (昭54)	12月 第34回国連総会 「女子差別撤廃条約」採択			
1980年 (昭55)	7月 「国連婦人の10年中間世界会議」コペンハーゲンで開催	7月 「女子差別撤廃条約」署名	婦人広報誌「ちばの婦人」創刊	
1981年 (昭56)	9月 「女子差別撤廃条約」発効	5月 「国内行動計画後期重点目標」発表	11月 「千葉県婦人施策推進総合計画」策定	
1984年 (昭59)		5月 「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」公布		
1985年 (昭60)	7月 「国連婦人の10年最終年世界会議」ナイロビで開催 (「ナイロビ将来戦略」採択)	1月 「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」施行 6月 「男女雇用機会均等法」公布 6月 「女子差別撤廃条約」批准 7月 同条約発効	8月 「千葉県婦人問題懇話会」設置	
1986年 (昭61)		4月 「男女雇用機会均等法」施行	3月 「千葉県婦人計画」策定	4月 「福祉部厚生課」に「婦人担当」設置 7月 「柏市婦人問題推進庁内連絡会議」設置
1987年 (昭62)		5月 「新国内行動計画」策定		
1988年 (昭63)				11月 「柏市婦人問題推進会議」設置
1989年 (平元)		3月 学習指導要領の改訂 (高等学校の家庭科の男女必修等)		
1990年 (平2)	5月 国連婦人の地位委員会「ナイロビ将来戦略」勧告案採択		4月 「青少年婦人課」に「婦人政策室」設置	3月 「男女の共同参加をめざす柏プランー柏市婦人行動計画ー」を策定
1991年 (平3)		5月 「新国内行動計画」第1次改定 5月 「育児休業法」成立	3月 「さわやかちば女性プラン」策定	
1992年 (平4)		4月 「育児休業法」施行	4月 「青少年婦人課婦人政策室」を「青少年女性課女性政策室」と変更	
1993年 (平5)	12月 国連「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択		3月 千葉県女性白書「ちば女性のすがた」発刊	

年	世 界	日 本	千 葉 県	柏 市
1994年 (平 6)		6月 総理府に「男女共同 参画室」設置 7月 「男女共同参画推進 本部」設置		6月 情報紙「フリートー ク」創刊
1995年 (平 7)	9月 「第4回世界女性会 議」北京で開催 (「北京宣言及び行 動綱領」採択)	6月 「育児休業法」改正 (介護休業制度の法 制化)		3月 「男女の共同参画を めざす柏プランー柏 市女性行動計画(改 定版)ー」を策定
1996年 (平 8)		12月 「男女共同参画 2000年プラン」 策定	3月 「ちば新時代女性プ ラン」策定	
1997年 (平 9)		4月 「男女共同参画審議 会設置法」施行		
1998年 (平10)				4月 「市民部女性担当室」 から「市民生活部男 女共同参画室」に改組
1999年 (平11)		6月 「男女共同参画社会 基本法」施行 7月 「食料・農業・農村 基本法」施行		
2000年 (平12)	6月 「女性2000年会 議」ニューヨークで 開催	12月 「男女共同参画基本 計画」策定	4月 「青少年女性課女性 政策室」から「男女 共同参画課」に改組	
2001年 (平13)		1月 「総理府男女共同参 画室」から「内閣府 男女共同参画局」に 改組	3月 「千葉県男女共同参 画計画」策定	10月 「柏市男女共同参画推 進計画」策定

## ○日本国憲法（抄）

公布 昭和二十一年十一月三日

施行 昭和二十二年五月三日

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民が享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理念を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努める国際社会において名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。われらは、いづれの国家も、自国のことのみを専念して他国を無視してはならないものであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

## 第二章 戦争の放棄

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

## 第三章 国民の権利及び義務

第十条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第十六条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第十八条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵

してはならない。

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第二十三条 学問の自由は、これを保障する。

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第二十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使してはならない。

第二十九条 財産権は、これを侵してはならない。

② 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

③ 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第三十条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第三十一条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第三十二条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

## 第十章 最高法規

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、

過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第九十八条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

② 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第九十九条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。



## ○世界人権宣言

(一九四八年十二月十日)

(国際連合総会採択)

### 前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によつて人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもつとも重要であるので、

よつて、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によつて促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によつて確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

### 第一条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもつて行動しなければならない。

### 第二条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又

はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

### 第三条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

### 第四条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

### 第五条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

### 第六条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

### 第七条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

### 第八条

すべて人は、憲法又は法律によつて与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

### 第九条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

### 第十条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当つて、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

### 第十一条

1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従つて有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を

有する。

- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかつた作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

#### 第十二条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名譽及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

#### 第十三条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

#### 第十四条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もつぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

#### 第十五条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

#### 第十六条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によつてのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であつて、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

#### 第十七条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

#### 第十八条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、

礼拝及び儀式によつて宗教又は信念を表明する自由を含む。

#### 第十九条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

#### 第二十条

- 1 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

#### 第二十一条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によつて表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によつて行われなければならない。

#### 第二十二条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

#### 第二十三条

- 1 すべて人は、勤勞し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤勞条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤勞に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤勞する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によつて補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

#### 第二十四条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び

定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

#### 第二十五条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

#### 第二十六条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

#### 第二十七条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

#### 第二十八条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

#### 第二十九条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中であつてのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当つては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつば

ら目的として法律によつて定められた制限にのみ服する。

- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

#### 第三十条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

## ○女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

(昭和六十年七月一日)

(条約第七号)

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約をここに公布する。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、

外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国(社会体制及び経済体制のいかなるを問わない。)の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なことを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

### 第一部

#### 第一条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

#### 第二条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞

なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置(適当な場合には制裁を含む。)をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

### 第三条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

### 第四条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置(この条約に規定する措置を含む。)をとることは、差別と解してはならない。

### 第五条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

### 第六条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

### 第二部

### 第七条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

### 第八条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

### 第九条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

### 第三部

## 第十条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画(成人向けの及び実用的な識字計画を含む。)、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報(家族計画に関する情報及び助言を含む。)を享受する機会

## 第十一条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会(雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。)についての権

利

- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練(見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。)を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬(手当を含む。)及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障(特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障)についての権利及び有給休暇についての権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全(生殖機能の保護を含む。)についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
- (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
- (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実に促進することにより奨励すること。
- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

## 第十二条

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む。)を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合には無料にす



る。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

#### 第十三条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

#### 第十四条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割(貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。)を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス(家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。)を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類(正規であるかないかを問わない。)の訓練及び教育(実用的な識字に関するものを含む。)並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件(特に、住居、衛生、

電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件)を享受する権利

#### 第四部

#### 第十五条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書(種類のいかなを問わない。)を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

#### 第十六条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
  - (a) 婚姻をする同一の権利
  - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
  - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
  - (d) 子に関する事項についての親(婚姻をしているかいないかを問わない。)としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
  - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもつて決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
  - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
  - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む。)
  - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者

双方の同一の権利

- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置(立法を含む。)がとられなければならない。

#### 第五部

#### 第十七条

- 1 この条約の実施に関する進捗よく状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、この条約の効力発生の際は十八人の、三十五番目の締約国による批准又は加入の後には二十三人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後六箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも三箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を二箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿(これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。)を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の三分の二をもつて定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によつて投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもつて委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、四年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち九人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの九人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の五人の追加的な委員の選挙は、

三十五番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従つて行う。この時に選出された追加的な委員のうち二人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの二人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなつた場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

#### 第十八条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとつた立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
  - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から一年以内
  - (b) その後は少なくとも四年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

#### 第十九条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を二年の任期で選出する。

#### 第二十条

- 1 委員会は、第十八条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年二週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

#### 第二十一条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。



2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

#### 第二十二條

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

#### 第六部

#### 第二十三條

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であつて男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

#### 第二十四條

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

#### 第二十五條

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによつて行ふ。

#### 第二十六條

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

#### 第二十七條

- 1 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

#### 第二十八條

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留

保は、認められない。

- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

#### 第二十九條

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によつて解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従つて国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

#### 第三十條

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

(昭和六〇年七月一日外務省告示第一九四号で昭和六〇年七月二五日に日本国について効力発生)

○家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約(第百五十六号)

(平成七年六月十二日)

(条約第十号)

家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約(第百五十六号)をここに公布する。

家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約(第百五十六号)

国際労働機関の総会は、

理事会によりジュネーヴに招集されて、千九百八十一年六月三日にその第六十七回会期として会合し、

「すべての人間は、人種、信条又は性にかかわらず、自由及び尊厳並びに経済的保障及び機会均等の条件において、物質的福祉及び精神的発展を追求する権利をもつ」ことを認めている国際労働機関の目的に関するフィラデルフィア宣言に留意し、

千九百七十五年に国際労働機関の総会が採択した女子労働者の機会及び待遇の均等に関する宣言並びに女子労働者の機会及び待遇の均等を促進するための行動計画に関する決議の規定に留意し、

男女労働者の機会及び待遇の均等を確保することを目的とする国際労働条約及び国際労働勧告の規定、すなわち、千九百五十一年の同一報酬条約及び千九百五十一年の同一報酬勧告、千九百五十八年の差別(雇用及び職業)条約及び千九百五十八年の差別(雇用及び職業)勧告並びに千九百七十五年の人的資源開発勧告Ⅷの規定に留意し、

千九百五十八年の差別(雇用及び職業)条約が家族的責任に基づく区別を明示的には対象としていないことを想起し、及びこの点に関して補足的な基準が必要であることを考慮し、

千九百六十五年の雇用(家族的責任を有する女子)勧告の規定に留意し、及び同勧告の採択以降に生じた変化を考慮し、

男女の機会及び待遇の均等に関する文書が国際連合及び他の専門機関によっても採択されていることに留意し、特に、千九百七十九年に国際連合で採択された女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約前文の第十四段落において、締約国は「社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なことを認識」する旨規定されていることを想起し、

家族的責任を有する労働者に関する問題は国の政策において考慮されるべき家族及び社会に関する一層広範な問題の様々な側面を成すことを認識し、

家族的責任を有する男女の労働者の間及び家族的責任を有する労働者と他の労働者との間の機会及び待遇の実効的な均等を実現することの必要性を認識し、

すべての労働者が直面している問題の多くが家族的責任を有する労働者にとっては一層切実なものとなっていることを考慮し、並びに家族的責任を有する労働者の特別のニーズに応じた措置及び労働者の置かれている状況を全般的に改善することを目的とする措置によって家族的責任を有する労働者の置かれている状況を改善することの必要性を認識し、

前記の会期の議事日程の第五議題である家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する提案の採択を決定し、

その提案が国際条約の形式をとるべきであることを決定して、

次の条約(引用に際しては、千九百八十一年の家族的責任を有する労働者条約と称することができる。)を千九百八十一年六月二十三日に採択する。

第一条

1 この条約は、被扶養者である子に対し責任を有する男女労働者であって、当該責任により経済活動への準備、参入若しくは参加の可能性又は経済活動における向上の可能性が制約されるものについて、適用する。

2 この条約は、介護又は援助が明らかに必要な他の近親の家族に対し責任を有する男女労働者であって、当該責任により経済活動への準備、参入若しくは参加の可能性又は経済活動における向上の可能性が制約されるものについても、適用する。

3 この条約の適用上、「被扶養者である子」及び「介護又は援助が明らかに必要な他の近親の家族」とは、各国において第九条に規定する方法のいずれかにおいて定められる者をいう。

4 1及び2に規定する労働者は、以下「家族的責任を有する労働者」という。

第二条

この条約は、経済活動のすべての部門について及びすべての種類の労働者について適用する。

第三条

1 男女労働者の機会及び待遇の実効的な均等を実現するため、各加盟国は、家族的責

任を有する者であって職業に従事しているもの又は職業に従事することを希望するものが、差別を受けることなく、また、できる限り職業上の責任と家族的責任との間に抵触が生ずることなく職業に従事する権利を行使することができるようにすることを国の政策の目的とする。

2 1の規定の適用上、「差別」とは、千九百五十八年の差別(雇用及び職業)条約の第一条及び第五条に規定する雇用及び職業における差別をいう。

#### 第四条

男女労働者の機会及び待遇の実効的な均等を実現するため、次のことを目的として、国内事情及び国内の可能性と両立するすべての措置をとる。

- (a) 家族的責任を有する労働者が職業を自由に選択する権利を行使することができるようにすること。
- (b) 雇用条件及び社会保障において、家族的責任を有する労働者のニーズを反映すること。

#### 第五条

更に、次のことを目的として、国内事情及び国内の可能性と両立するすべての措置をとる。

- (a) 地域社会の計画において、家族的責任を有する労働者のニーズを反映すること。
- (b) 保育及び家族に関するサービス及び施設等の地域社会のサービス(公的なものであるか私的なものであるかを問わない。)を発展させ又は促進すること。

#### 第六条

各国の権限のある機関及び団体は、男女労働者の機会及び待遇の均等の原則並びに家族的責任を有する労働者の問題に関する公衆の一層深い理解並びに当該問題の解決に資する世論を醸成する情報の提供及び教育を促進するための適当な措置をとる。

#### 第七条

家族的責任を有する労働者が労働力の一員となり、労働力の一員としてとどまり及び家族的責任によって就業しない期間の後に再び労働力の一員となることができるようにするため、国内事情及び国内の可能性と両立するすべての措置(職業指導及び職業訓練の分野における措置等)をとる。

#### 第八条

家族的責任それ自体は、雇用の終了の妥当な理由とはならない。

#### 第九条

この条約は、法令、労働協約、就業規則、仲裁裁定、判決若しくはこれらの方法の組合せにより又は国内慣行に適合するその他の方法であって国内事情を考慮に入れた適当なものにより、適用することができる。

#### 第十条

- 1 この条約は、国内事情を考慮に入れ、必要な場合には段階的に適用することができる。ただし、実施のためにとられる措置は、いかなる場合にも第一条1に規定するすべての労働者について適用する。
- 2 この条約を批准する加盟国は、1に規定する段階的な適用を行う意図を有する場合には、国際労働機関憲章第二十二條の規定に従って提出するこの条約の適用に関する第一回の報告において、当該段階的な適用の対象となる事項を記載し、その後の報告において、この条約を当該事項につきどの程度に実施しているか又は実施しようとしているかを記載する。

#### 第十一条

使用者団体及び労働者団体は、国内事情及び国内慣行に適する方法により、この条約を実施するための措置の立案及び適用に当たって参加する権利を有する。

#### 第十二条

この条約の正式な批准は、登録のため国際労働事務局長に通知する。

#### 第十三条

- 1 この条約は、国際労働機関の加盟国でその批准が国際労働事務局長に登録されたもののみを拘束する。
- 2 この条約は、二の加盟国の批准が事務局長に登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。
- 3 その後は、この条約は、いずれの加盟国についても、その批准が登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

#### 第十四条

- 1 この条約を批准した加盟国は、この条約が最初に効力を生じた日から十年を経過した後は、登録のため国際労働事務局長に送付する文書によってこの条約を廃棄することができる。廃棄は、登録された日の後一年間は効力を生じない。
- 2 この条約を批准した加盟国で、1の十年の期間が満了した後一年以内にこの条に定める廃棄の権利を行使しないものは、その後更に十年間拘束を受けるものとし、十年の期間が満了するごとに、この条に定める条

件に従ってこの条約を廃棄することができる。

#### 第十五条

- 1 国際労働事務局長は、国際労働機関の加盟国から通知を受けたすべての批准及び廃棄の登録をすべての加盟国に通告する。
- 2 事務局長は、通知を受けた二番目の批准の登録を国際労働機関の加盟国に通告する際に、この条約が効力を生ずる日につき加盟国の注意を喚起する。

#### 第十六条

国際労働事務局長は、国際連合憲章第二百二条の規定による登録のため、前諸条の規定に従って登録されたすべての批准及び廃棄の完全な明細を国際連合事務総長に通知する。

#### 第十七条

国際労働機関の理事会は、必要と認めるときは、この条約の運用に関する報告を総会に提出するものとし、また、この条約の全部又は一部の改正に関する問題を総会の議事日程に加えることの可否を検討する。

#### 第十八条

- 1 総会がこの条約の全部又は一部を改正する条約を新たに採択する場合には、その改正条約に別段の規定がない限り、
  - (a) 加盟国によるその改正条約の批准は、その改正条約の効力発生を条件として、第十四条の規定にかかわらず、当然にこの条約の即時の廃棄を伴う。
  - (b) 加盟国による批准のためのこの条約の開放は、その改正条約が効力を生ずる日に終了する。
- 2 この条約は、これを批准した加盟国で1の改正条約を批准していないものについては、いかなる場合にも、その現在の形式及び内容で引き続き効力を有する。

#### 第十九条

この条約の英文及びフランス文は、ひとしく正文とする。

以上は、国際労働機関の総会が、ジュネーヴで開催されて千九百八十一年六月二十四日に閉会を宣言されたその第六十七回会期において、正当に採択した条約の真正な本文である。

以上の証拠として、我々は、千九百八十一年六月二十五日に署名した。

総会議長

アリウヌ・ディアニュ

国際労働事務局長

フランシス・ブランシャール

(平成七年六月一二日外務省告示第三六六号で平成八年六月九日に日本国について効力発生)

## ○男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日)

(法律第七十八号)

第一百四十五回通常国会

小渊内閣

男女共同参画社会基本法をここに公布する。

男女共同参画社会基本法

### 目次

#### 前文

- 第一章 総則(第一条—第十二条)
- 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)
- 第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

#### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

##### (目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ

計画的に推進することを目的とする。

##### (定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

##### (男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活

動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければ

ならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(平一法一六〇・一部改正)

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たって



は、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(平一一法一〇二・全改)

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(平一一法一〇二・全改)

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大

臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(平一一法一〇二・全改)

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(平一一法一〇二・全改)

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(平一一法一〇二・全改)

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(平一一法一〇二・全改)

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(平一一法一〇二・全改)

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係

行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(平一一法一〇二・全改)

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(平一一法一〇二・全改)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正す

る法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成一三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。



## ○柏市附属機関設置条例

平成8年3月29日  
条例第6号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関については、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げるものを置く。

(守秘義務)

第3条 附属機関の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第4条 第2条に規定する附属機関の組織及び委員その他の構成員並びに運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成10年条例第6号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成11年条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

(柏市民文化会館条例の一部改正)

2 柏市民文化会館条例(昭和47年柏市条例第25号)の一部を次のように改正する。  
第16条の2を削る。

(柏市民ギャラリー条例の一部改正)

3 柏市民ギャラリー条例(昭和54年柏市条例第39号)の一部を次のように改正する。  
第8条を次のように改める。

第8条 削除

附 則(平成12年条例第29号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年8月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後初めて柏市健康福祉審議会の委員に委嘱される者の任期は、改正後の別表の規定にかかわらず、平成14年3月31日までとする。

別表(第2条)

(一部改正〔平成10年条例6号・11年7号・12年29号〕)

備考 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

別表（第2条）

附属機関 の属する 執行機関	附属機関	担任する事務	委員の数	委員の 任期
市長	柏市表彰審査会	被表彰者についての審査に関する事務	15人	市長が別に定める。
	柏市男女共同参画推進審議会	女性問題に関する総合的施策の推進についての審議及び答申に関する事務	15人以内	2年
	柏市健康福祉審議会	総合的な健康福祉施策の推進についての審議及び答申に関する事務	25人以内	2年
	柏市予防接種調査会	予防接種の適正かつ円滑な処理についての調査及び審議並びに答申に関する事務	6人	2年
	柏市老人ホーム入所判定審査会	老人ホーム入所措置の要否についての審査及び答申に関する事務	6人	2年
	柏市農業振興審議会	農業振興施策の総合的かつ効率的な推進についての審議及び答申に関する事務	10人	市長が別に定める。
教育委員会	柏市就学指導委員会	心身に障害のある児童生徒の適正な就学についての判定及び具申に関する事務	13人	2年
	柏市文化振興審議会	文化振興施策の総合的かつ効率的な推進についての審議及び答申に関する事務	15人以内	2年

備考 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

柏市男女共同参画推進審議会委員

平成13年10月1日現在

氏名	区分
◎ 岩出 誠 高梨 イマ子 菱山 謙二 吉武 順子	学識経験者
岡金 倅代 澤 栄美子	女性団体
榊谷 忠之	労働団体
吉野 輝子	経営者
○ 荒木 律子 菊田 洋子 熊谷 直彦 小出 真実 (公募) 坂巻 孝 藤田 とし子 (公募) 村松 郁恵	市民

◎は会長，○は副会長

男女共同参画推進計画の審議経過

<p>平成11年 5月31日</p> <p>10月</p> <p>11月～ 12月</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「平成12年度以降の柏市女性行動計画策定について」市長から審議会へ諮問</li> <li>・以後、審議会を計5回開催し、審議する。</li> <li>・地域フォーラムを3会場で開催し、市民の意見を収集 (会場 アミュゼ柏,清掃工場,藤心近隣センター)</li> <li>・中間答申起草委員会開催(3回)</li> </ul>
<p>平成12年 2月 7日</p> <p>4月～5月</p> <p>6月26日</p> <p>7月24日</p> <p>10月23日</p> <p>11月27日</p> <p>12月15日 ～13年1月5日</p> <p>1月29日</p> <p>2月16日</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審議会から「中間答申」市長宛てに提出される。</li> <li>・「中間答申」に対する市民からの意見募集 個人3人, 7団体から意見が提出される。</li> <li>・平成12年度第1回男女共同参画推進審議会開催 (会長・副会長選出)</li> <li>・第2回審議会開催 (市民からの意見の聴きとり)</li> <li>・第3回審議会開催 (新行動計画の目標・背景・具体的施策について)</li> <li>・第4回審議会開催 (「新行動計画の目標・背景・具体的施策について」を中間報告としてまとめる。)</li> <li>・「新行動計画(中間報告)」に対する市民からの意見募集 個人4人から意見が提出される。</li> <li>・第5回審議会開催 (「新行動計画(中間報告)」についての4人からの提案に対する協議)</li> <li>・審議会から「柏市男女共同参画推進計画」策定に向けて(答申)が市長宛て提出される。</li> </ul>

発行 柏市市民生活部男女共同参画室

柏市柏五丁目10番1号

電話 04-7167-1127 (直通)